

被告別表1 P3の株式の価額（本件P6出資の譲受前）

第1表 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（平成十五年一月一日以降用）

会社名	(電話) P3		本店所在地	東京都中央区β×-1		
代表者氏名	原告P1		事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種目号	取引金額の構成比
課税時期	平成17年3月31日			酒類食料品卸売	81	%
直前期	自平成16年1月1日 至平成16年12月31日					
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。		
判定 要 素 （ 課 税 時 期 現 在 の 株 式 等 の 所 有 状 況）	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	① 株式数 (株式の種類)	② 議決権数	③ 議決権割合 (②/①)
				株	個	%
	原告P1	納税義務者	代表取締役	391,150	391,150	5.58
	原告P2	納税義務者	取締役	50,000	50,000	0.71
	P4			1,989,100	1,989,100	28.41
	P6			2,000,000	2,000,000	28.57
	P31			316,150	316,150	4.51
	P32			300,000	300,000	4.28
	P10			1,500,000	1,500,000	21.42
	P47			250,000	250,000	3.57
P48			200,000	200,000	2.85	
自己株式						
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				②	⑤	(②/①)%
筆頭株主グループの議決権の合計数				③	⑥	(③/①)%
評価会社の発行済株式又は議決権の総数				①	④	
				7,000,000		100%
2. 少数株式所有者の評価方式の判定				判定 項目 氏名 原告P2 役員 である〔原則的評価方式等〕でない(次の⑦へ) ⑧ 納税義務者が中心的な同族株主 である〔原則的評価方式等〕でない(次の⑨へ) ⑨ 納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主) がいる(配当還元方式)・いない〔原則的評価方式等〕(氏名) 判定 原則的評価方式等・配当還元方式		

被告別表 1

第 2 表 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書 (続)

会社名 P 3

(平成十五年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

3. 会社の規模 (Lの割合) の判定							
判 定 要 素	項 目	金 額		項 目	人 数		
判 定 要 素	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	448,453,372		直前期末以前1年間 における従業員数	約1,650人		
	直前期末以前1年間の取引金額	1,256,428,385			[従業員数の内訳] [継続勤務従業員数] [継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数] () + () 時間 1,800時間		
判 定 基 準	① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			100人以上の会社は(大会社)及び②は不要 100人未満の会社は、③及び④により判定			
	③ 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			④ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合(中会社)の区分
総資産価額(帳簿価額)		従業員数		取引金額			
卸売業		小売・サービス業		卸売業、小売・サービス業以外			大会社
20億円以上		10億円以上		10億円以上			
14億円以上		7億円以上		7億円以上			0.90
20億円未満		10億円未満		10億円未満			
7億円以上		4億円以上		4億円以上			0.75
14億円未満		7億円未満		7億円未満			
7,000万円以上		4,000万円以上		5,000万円以上			0.60
7億円未満		4億円未満		4億円未満			
7,000万円未満		4,000万円未満		5,000万円未満			小会社
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、③欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と④欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。							
判 定	中 会 社		L の 割 合		小 会 社		
	(大会社)		0.90 0.75 0.60				
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項							
直前期分の配当金3億5000万円の支払いが確定した日 平成17年3月31日 直前期の利益処分における増資(資本金額3億5000万円を35億円へ増額)した日 平成17年3月31日 なお、当該増資は、配当可能利益の資本組入れによるものであり、これによる発行済株式総数(700万株)の増減はない。							

被告別表 1

第3表 類似業種比準価額等の計算明細書

1. 1株当たりの資本金		直前期末の資本金額		直前期末の発行済株式数		1株当たりの資本金の額(①÷②)		1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数(①÷50円)							
の額等の計算		① 千円		② 株		③ 円		④ 株							
		350,000		7,000,000		50		7,000,000							
2. 比準要素等	1株(50円)当たりの年配当金額	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額							
		事業年度	⑤ 年配当金額	⑥ 左のうち非経常的な配当金額	⑦ 差引経常的な年配当金額(⑤-⑥)	年平均配当金額	⑧	⑨ 円	銭						
		直前期	千円	千円	千円	千円	⑧(⑦+⑧)÷2	⑨	⑩	銭					
		直前々期	千円	千円	千円	千円	35,000	⑨	⑩	銭					
		直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	⑨(⑧+⑨)÷2	1株(50円)当たりの年配当金額(⑩)の金額							
		350,000		315,000		35,000		5 0 0							
		35,000		0		35,000		5 0 0							
		35,000		0		35,000		5 0 0							
3. 類似業種の計算	1株(50円)当たりの年利益金額	直前期末以前2(3)年間の利益金額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額							
		事業年度	⑪ 法人税の課税所得金額	⑫ 左のうち非経常的な利益金額	⑬ 受取配当等の益金不算入額	⑭ 左の所得税額	⑮ 損金算入した繰越欠損金の控除額	⑯ 差引利益金額(⑪-⑫+⑬-⑭+⑮)	⑰	⑱ 円	銭				
		直前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑰	⑱	銭				
		直前々期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑰	⑱	銭				
		直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1株(50円)当たりの年利益金額(⑲)又は(⑰+⑱)÷2の金額						
		5,395,164		0		116,107		30,436		0					
		7,867,334		0		95,968		22,828		0					
		8,369,900		0		134,073		26,670		25,228					
										5,480,835					
										7,940,474					
										8,502,531					
3. 類似業種の計算	1株(50円)当たりの純資産価額	直前期末(直前々期末)の純資産価額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額							
		事業年度	⑲ 資本金額	⑳ 資本積立金額	㉑ 利益積立金額	㉒ 純資産価額(⑲+⑳+㉑)	㉓	㉔ 円	銭						
		直前期	千円	千円	千円	千円	㉓	㉔	㉕	銭					
		直前々期	千円	千円	千円	千円	㉓	㉔	㉕	銭					
		直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	㉓	㉔	㉕	銭					
		350,000		-3,145,158		54,490,828		51,695,670		7,385					
		350,000		4,841		48,875,224		49,230,065		7,032					
										7,385					
3. 類似業種の比準価額の計算	1株(50円)当たりの株価	類似業種と業種目番号		食料品農水産物卸売業 (No. 81)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額		1株(50円)当たりの年利益金額		1株(50円)当たりの純資産価額		1株(50円)当たりの比準価額		
		類似業種の所属する月	3月	①	313		円	⑧	5	0	0	⑩	7,385	⑲ ※	
		課税時期の属する月の前月	2月	②	291		円	⑨	3	9	0	⑪	321	⑲ ※	
		課税時期の属する月の前々月	1月	③	285		円	⑩	1	28		⑫	23	⑲ ※	
		前年平均株価	④	271	円		⑪	1	28		⑬	27	92	⑲ ※	
		前年平均株価	⑤	271	円		⑫	1	28		⑭	27	92	⑲ ※	
		前年平均株価	⑥	271	円		⑬	1	28		⑮	27	92	⑲ ※	
		前年平均株価	⑦	271	円		⑭	1	28		⑯	27	92	⑲ ※	
		前年平均株価	⑧	271	円		⑮	1	28		⑰	27	92	⑲ ※	
		前年平均株価	⑯	271	円		⑰	1	28		⑱	27	92	⑲ ※	
		前年平均株価	⑰	271	円		⑱	1	28		㉑	27	92	⑲ ※	
		前年平均株価	⑱	271	円		㉑	1	28		㉒	27	92	⑲ ※	
		前年平均株価	㉑	271	円		㉒	1	28		㉓	27	92	⑲ ※	
		前年平均株価	㉒	271	円		㉓	1	28		㉔	27	92	⑲ ※	
		1株当たりの比準価額		比準価額(⑲)と(㉑)とのいずれか低い方			4,097 円 5 0 銭		×		⑳の金額 50 円		㉒		4,097 円
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額(⑲)		1株当たりの配当金額		修正比準価額									
		4,097 円 -		50 円 0 銭		4,047 円									
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に新株式発行の効力が発生した場合	比準価額(㉑)		新株式1株当たりの払込金額		修正比準価額									
		(円+)		円 銭×		(株)÷(1株+ 株)									

(注) 1 ⑯欄の直前期の利益積立金額は次のとおり算出した。
 513億4082万8484円(P3の直前期末の利益積立金額(平成21年3月31日付け法人税の更正処分後))+
 31億5000万円(利益処分による配当可能利益の資本組入れ額)
 2 ㉑欄の金額の計算における1株当たりの配当金額(50円)は、次のとおり算出した。
 3億5000万円(⑥欄の直前期の年配当額)÷700万株(②欄の直前期末の発行済株式数)

被告別表2 本件P6出資の価額（本件各譲渡時の相続税法上の価額）

第1表 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（平成十五年一月一日以降用）

会社名	(電話) P6		本店の地	東京都中央区γ×-8		
代表者氏名	原告P1		事業 内容	取扱品目及び製造、卸売、 小売等の区分	業種目号	取引金額の 構成比
課税時期	平成17年3月31日			不動産賃貸	99	100%
直前期	自平成16年1月1日 至平成16年12月31日					
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合 (⑤の割合)を基として、区分します。		
判 定 要 素 （ 課 税 時 期 現 在 の 株 式 等 の 所 有 状 況）	氏名又は名称	続柄	会社における 役職名	① 株式数 (株式の種類)	② 議決権数	③ 議決権割合 (②/①)%
	訴外P5			株	個	%
	原告P1		代表取締役	5	5	0.005
	本件13社			52,000	52,000	52.000
2. 少数株式所有者の評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑥の割合)		
				株主の区分		
				50%超の場合		
				30%以上50%以下の場合		
				30%未満の場合		
				⑤の割合		
				50%超		
				30%以上		
				15%以上		
				同族株主等		
				50%未満		
				30%未満		
				15%未満		
				同族株主等以外の株主		
				同族株主等 (原則的評価方式等)		
				同族株主等以外の株主 (配当還元方式)		
				「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(③の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。		
				項目		
				判定内容		
				氏名		
				⊖ 役員		
				である〔原則的評価方式等〕でない(次の⊕へ)		
				⊕ 納税義務者が中心 的な同族株主		
				である〔原則的評価方式等〕でない(次の⊖へ)		
				⊖ 納税義務者以外に中心 的な同族株主(又は株主)		
				がいる(配当還元方式)・いない〔原則的評価方式等〕 (氏名)		
				判定		
				原則的評価方式等・配当還元方式		
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				②	③	(②/①)%
				48,000	48,000	
筆頭株主グループの議決権の合計数				③	⑥	(③/①)%
				48,000	48,000	
評価会社の発行済株式又は議決権の総数				①	④	
				100,000	100%	

第2表 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続)

(平成十五年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

3. 会社の規模(Lの割合)の判定								
判	項 目	金 額		項 目	人 数			
定	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	400,581 千円		直前期末以前1年間 における従業員数	2 人			
	直前期末以前1年間 の取引金額	47,946 千円			[従業員数の内訳] [継続勤務従業員数] [継続勤務従業員以外の従業員 の労働時間の合計時間数] () + () 時間 1,800時間			
判	① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			100人以上の会社は、大会社(㊸)及び㊹は不要) 100人未満の会社は、㊸及び㊹により判定				
	② 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			③ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの 割合(中会社) の区分	
定	総資産価額(帳簿価額)	従業員数		取引金額				
基 準	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	従業員数	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	
	20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
	14億円以上	7億円以上	7億円以上	50人超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	0.90
	20億円未満	10億円未満	10億円未満	50人以下	80億円未満	20億円未満	20億円未満	
	7億円以上	4億円以上	4億円以上	30人超	25億円以上	6億円以上	7億円以上	0.75
	14億円未満	7億円未満	7億円未満	50人以下	50億円未満	12億円未満	14億円未満	
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60	
7億円未満	4億円未満	4億円未満	30人以下	25億円未満	6億円未満	7億円未満		
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、㊸欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と㊹欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。								
判 定	中 会 社			小 会 社	/			
	L の 割 合							
	0.90	0.75	0.60					
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項								
直前期の配当金の支払いが確定した日 平成17年1月27日								

第3表 特定の評価会社の判定の明細書

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成十五年一月一日以降用)

1. 比準要素数1の会社	判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当) <input type="radio"/> でない(非該当) <input type="radio"/>		
	(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素						
	第4表の(B)の金額	第4表の(C)の金額	第4表の(D)の金額	第4表の(B)の金額	第4表の(C)の金額	第4表の(D)の金額				
	円 銭	円	円	円 銭	円	円	判 定	該 当	<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>	
	2	50	12	2	50	12		該 当	<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>	
2. 株式保有特定会社	判 定 要 素									
	総資産価額(第5表の①の金額)		株式及び出資の価額の合計額(第5表の④の金額)		株式保有割合(②/①)		会社の規模の判定(該当する文字を○で囲って表示します。)			
	① 千円		② 千円		③ %		大会社・中会社・ <input type="radio"/> 小会社 <input type="radio"/>			
	8,224,958		8,094,000		98					
	判 定 基 準	会社の規模		大会社		中会社		<input type="radio"/> 小会社 <input type="radio"/>		
	③の割合		25%以上	25%未満	50%以上	50%未満	<input type="radio"/> 50%以上 <input type="radio"/>	50%未満		
判 定	該 当		非 該 当		該 当		非 該 当		<input type="radio"/> 該 当 <input type="radio"/> 非 該 当	
3. 土地保有特定会社	判 定 要 素									
	総資産価額(第5表の①の金額)		土地等の価額の合計額(第5表の②の金額)		土地保有割合(⑥/④)		会社の規模の判定(該当する文字を○で囲って表示します。)			
	④ 千円		⑤ 千円		⑥ %		大会社・中会社・ <input type="radio"/> 小会社 <input type="radio"/>			
	8,224,958		46,219		0					
	判 定 基 準	会社の規模		大会社		中会社		<input type="radio"/> 小会社 <input type="radio"/>		
	⑥の割合		70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	<input type="radio"/> 90%未満 <input type="radio"/>
判 定	該 当		非 該 当		該 当		非 該 当		<input type="radio"/> 該 当 <input type="radio"/> 非 該 当	
4. 開業後3年未満の会社	判 定 要 素		判 定 基 準		課税時期において開業後3年未満である		課税時期において開業後3年未満でない			
	開業年月日	平成 2年6月8日	判 定		該 当		<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>			
(2)比準要素数0の会社等	直前期末を基とした判定要素						判 定 基 準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当) <input type="radio"/> でない(非該当) <input type="radio"/>		
	第4表の(B)の金額	第4表の(C)の金額	第4表の(D)の金額							
	円 銭	円	円	判 定		該 当				<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>
	2	50	12				該 当	<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>		
5. 開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社		判 定			
	該 当	<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>	該 当	<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>			該 当	<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>		
7. 特定の評価会社の判定結果	1. 比準要素数1の会社		② 株式保有特定会社							
	3. 土地保有特定会社		4. 開業後3年未満の会社等							
	5. 開業前又は休業中の会社		6. 清算中の会社							
	該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。									

被告別表 2

第 4 表 類似業種比準価額等の計算明細書

1. 1株当たりの資本金		直前期末の資本金額		直前期末の発行済株式数		1株当たりの資本金の額(①÷②)		1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数(①÷50円)			
の額等の計算		①	千円	②	株	③	円	④	株		
		100,000		100,000		1,000		2,000,000			
2. 比準要素等	1株50円当たりの年配当金額	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額			
		事業年度	⑤ 年配当金額	⑥ 左のうち非経常的な配当金額	⑦ 差引経常的な年配当金額(⑤-⑥)	年平均配当金額	⑧	⑨ 円	⑩ 銭		
		直前期	千円	千円	千円	⑧(⑦+⑩)÷2	千円	⑨	⑩	円 銭	
		直前々期	5,000	0	5,000	5,000		2	50		
		直前々期の前期	5,000	0	5,000	⑨(⑧+⑩)÷2	千円	2	50		
		1株(50円)当たりの年配当金額(⑨)の金額						⑪ 2円 50銭			
3. 類似業種比準価額の計算	1株50円当たりの年利益金額	直前期末以前2(3)年間の利益金額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額			
		事業年度	⑪ 法人税の課税所得金額	⑫ 左のうち非経常的な利益金額	⑬ 受取配当等の利益金額	⑭ 左の所得税額	⑮ 損金算入した繰越欠損金の控除額	⑯ 差引利益金額(⑪-⑫+⑬-⑭+⑮)	⑰ 又は(⑮+⑱)÷2	⑲ 円	
		直前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑰	⑲	円
		直前々期	18,310	0	9,822	2,000	0	26,132	26,132	12	
		直前々期の前期	17,203	0	9,723	2,000	0	24,926	24,926	12	
		1株(50円)当たりの年利益金額(⑰)又は(⑲)÷2の金額						⑳ 12円			
4. 類似業種比準価額の計算	1株(50円)当たりの純資産価額	直前期末(直前々期末)の純資産価額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額			
		事業年度	㉑ 資本金額	㉒ 資本積立金額	㉓ 利益積立金額	㉔ 純資産価額(㉑+㉒+㉓)	㉕	㉖ 円			
		直前期	千円	千円	千円	千円	千円	㉕	㉖	円	
		直前々期	100,000	0	196,883	296,883		139			
		直前々期の前期	100,000	0	179,623	279,623		148			
		1株(50円)当たりの純資産価額(㉕)の金額						㉗ 148円			
5. 類似業種比準価額の計算	1株(50円)当たりの株価	類似業種と業種目番号		不動産賃貸業 (No.99)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額	
		課税時期の属する月	3月	⑳ 1,015円	評 価 社		㉘ 2円 50銭	㉙ 12円	㉚ 148円	㉛ ※ ㉜ × 又は × 0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5)	
		課税時期の属する月の前月	2月	㉑ 956円	類 似 業 種		B 6円 90銭	C 35円	D 392円		
		課税時期の属する月の前々月	1月	㉒ 918円	要 素 別 比 準 割 合		㉓ B 0.36	㉔ C 0.34	㉕ D 0.37		
		前年平均株価	㉖ 852円	比 準 割 合	㉗ (㉑+㉒+㉓)×3÷㉔		㉘ 0.35	㉙ (㉚+㉛)÷㉜	㉚ 149円 10銭		
	A(㉑、㉒、㉓及び㉔のうち最も低いもの)	㉕ 852円	㉖ 5	㉗ 0.35	㉘ 3						
	類似業種と業種目番号		不動産業 (No.98)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額		
	課税時期の属する月	3月	㉑ 800円	評 価 社		㉘ 2円 50銭	㉙ 12円	㉚ 148円	㉛ ※ ㉜ × 又は × 0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5)		
	課税時期の属する月の前月	2月	㉑ 750円	類 似 業 種		B 6円 00銭	C 49円	D 314円			
	課税時期の属する月の前々月	1月	㉒ 725円	要 素 別 比 準 割 合		㉓ B 0.41	㉔ C 0.24	㉕ D 0.47			
前年平均株価	㉖ 690円	比 準 割 合	㉗ (㉑+㉒+㉓)×3÷㉔	㉘ 0.32		㉙ (㉚+㉛)÷㉜	㉚ 110円 40銭				
A(㉑、㉒、㉓及び㉔のうち最も低いもの)	㉕ 690円	㉖ 5	㉗ 0.32	㉘ 3							
1株当たりの比準価額		比準価額(㉕)と(㉖)とのいずれか低い方		110円 40銭		⑳の金額 1,000円		㉗ 2,208円			
算	修正比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		比準価額(㉕)		1株当たりの配当金額		修正比準価額			
		2,208円 - 50円 銭						㉘ 2,158円			
直前期末の翌日から課税時期までの間に新株式発行の効力が発生した場合		比準価額(㉕)		新株式1株当たりの払込金額		1株当たりの新株式の割当数		1株当たりの新株式の割当数又は交付数			
		(円 + 円 銭 × 株) ÷ (1株 + 株)						㉙ 円			

(注) ㉕欄の金額の計算における1株当たりの配当金額(50円)は、次のとおり算出した。
500万円(㉑欄の直前期末の年配当額)÷10万株(㉒欄の直前期末の発行済株式数)

被告別表 2

第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）							
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	評価額	帳簿価額	備考	科 目	評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	28,823	28,823		未払金	606	606	
建物	54,751	68,597		預り金	1,964	1,964	
器具備品	1,165	1,165		未払法人税等	2,925	2,925	
土地	46,219	251,995		借入金	3,995	3,995	
投資有価証券	8,094,000	50,000		長期借入金	90,000	90,000	
				未払配当金	5,000	5,000	
合 計	① 8,224,958	② 400,580		合 計	③ 104,490	④ 104,490	
株式及び出資の価額の合計額	① 8,094,000	② 50,000		/			
土地等の価額の合計額	② 46,219						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	③ 8,194,970	④ 370,592					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤ 8,120,468	千円		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨ 8,120,468	千円	
帳簿価額による純資産価額 (②+(③-④)-⑤)、マイナスの場合は0)	⑥ 8,120,468	千円		課税時期現在の発行済株式数	⑩ 100,000	株	
評価差額に相当する金額 (⑥-⑤)、マイナスの場合は0)	⑦ 0	千円		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪ 81,204	円	
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)	⑧	千円		同族株主等の議決権割合が50%以下の場合 ⑪×80%	⑫	円	

(注) 1 資産及び負債は、P6の直前期末における各資産及び各負債に基づいた。
 2 資産の部の投資有価証券は、P3株式200万株であり、④4047円(被告別表1・第3表・29欄の金額)×200万株により算出した。
 3 負債の部の未払配当金は、直前期末から本件各譲渡時までに支払いが確定した配当金の金額を計上した。

被告別表2

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

1 純資産価額方式等による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の㉔㉕又は㉖の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉑の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の㉒の記載がある場合のその金額)	
	①		円②	円	円③	
	2,158			81,204		
	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等			1株当たりの価額	
	1株当たりの価額の計算	比準要素数1の会社の株式	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 $(\text{①の金額} \times 0.25) + (\text{②の金額(③の金額があるときは③の金額)} \times 0.75) =$ 円			④ 円
		株式保有特定会社の株式	(第8表の㉗の金額)			⑤ 81,204 円
		土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑥ 円
	開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑦ 円	
	開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)			⑧ 円	
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (①、⑤、⑥) 円- 円 銭			修正後の株式の価額 ⑨ 円	
	課税時期において新株引受権、株式の引受けによる権利又は新株無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧) 円+ 円× 株÷(1株+ 株)			修正後の株式の価額 ⑩ 円	
2 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金の額、発行済株式数等		直前期末の資本金額 ⑪ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑫ 株	1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪÷50円) ⑬ 株	1株当たりの資本金の額 (⑪÷⑬) ⑭ 円
	直前配当金	事業年度 ⑮ 年	配当金額 ⑯ 千円	左のうち非経常的な配当金額 ⑰ 千円	差引経常的な年配当金額 (⑯-⑰) ⑱ 千円	年平均配当金額 ⑲ (⑱+⑳)÷2 千円
	直前々配当金	直前期	千円	千円	⑳ 千円	
	直前々配当金	直前々期	千円	千円	㉑ 千円	
	1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑲) ÷ ⑳の株式数 = ㉒ 円 銭		この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。		
	配当還元価額	㉒の金額 × 50円 = ㉓ 円		㉔の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。		
	3 株式に関する権利の価額 (1及び2に共通)	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)			㉕ 円 銭
新株引受権 (新株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉑)の金額 新株式1株当たりの払込金額 円 - 円			㉖ 円	
株式の引受けによる権利 (新株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉑)の金額(課税時期後にその株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)			㉗ 円	
新株無償交付期待権 (新株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉑)の金額			㉘ 円	

被告別表 2

第 7 表 株式会社保有特定会社の株式の価額の計算明細書

1.	受取配当金收受割合の計算	事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)		受取配当金收受割合 (②÷(①+②))		
		受取配当金額	10,000	10,000	④ 20,000		⑤		
		営業利益の金額	21,018	19,697	⑥ 40,715		0.329		
S.	⑧-⑩の金額	1株(50円)当たりの年配当金額(第4表の⑧)	受取配当金收受割合(⑤)		⑩の金額(③×⑤)		⑧-⑩の金額(③-④)		
		③ 円 銭 2 5 0	0.329		④ 円 銭 0 8 0	⑤ 円 銭 1 7 0			
の	③-⑥の金額	1株(50円)当たりの年利益金額(第4表の③)	0.329		⑥の金額(⑥×⑤)		③-⑥の金額(⑥-⑦)		
		⑥ 円 12			⑦ 円 3		⑧ 円 9		
金	⑨-⑪の金額	(イ) 1株(50円)当たりの純資産価額(第4表の⑨)	直前期末の株式及び出資の帳簿価額の合計額	直前期末の総資産価額(帳簿価額)	(イ)の金額(⑨×(⑩÷⑪))				
		⑨ 円 148	⑩ 千円 50,000	⑪ 千円 400,581	⑫ 円 18				
	(ロ) 利益積立金額(第4表の⑩の「直前期」欄の金額)	1株当たりの資本金額を50円とした場合の発行済株式数(第4表の④の株式数)	受取配当金收受割合(⑤)	(ロ)の金額(⑩÷⑬)×⑤					
	⑬ 千円 196,883	⑭ 株 2,000,000	0.329	⑮ 円 32					
額	⑭の金額(⑫+⑬)		⑩-⑭の金額(⑨-⑭)		(注) 1 ⑤の割合は、1を上限とします。 2 ⑩の金額は、③の金額(③の金額)を上限とします。				
	⑯ 円 50		⑰ 円 98						
1株(50円)当たりの株価の修正	類似業種の比準価額の計算	不動産賃貸業 (No.99)		比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
		課税時期の属する月	3月 ⑰ 1015 円		評価会社	(⑤) 円 銭 1 7 0	(⑧) 円 9	(⑪) 円 98	⑱ ※ ⑲ ×又は×0.7 ⑳ ※ 中会社は0.6 小会社は0.5
		課税時期の属する月の前月	2月 ㉔ 956 円		類似業種	B 円 銭 6 9 0	C 円 35	D 円 392	
		課税時期の属する月の前々月	1月 ㉕ 918 円		要素別比準割合	(⑤) B 0.24	(⑧) C 0.25	(⑪) D 0.25	
		前年平均株価	㉖ 852 円		比準割合	(⑤)+(⑧)×3+(⑪) ⑰ B+C+D 5	⑱ 0.24	(⑤)+(⑪) ⑲ B+D 3	
A(⑰、㉔、㉕及び㉖のうち最も低いもの)	㉗ 852 円								
1株(50円)当たりの株価の修正	類似業種の比準価額の計算	不動産業 (No.98)		比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
		課税時期の属する月	3月 ㉘ 800 円		評価会社	(⑤) 円 銭 1 7 0	(⑧) 円 9	(⑪) 円 98	㉙ ※ ㉚ ×又は×0.7 ㉛ ※ 中会社は0.6 小会社は0.5
		課税時期の属する月の前月	2月 ㉜ 750 円		類似業種	B 円 銭 6 0 0	C 円 49	D 円 314	
		課税時期の属する月の前々月	1月 ㉝ 725 円		要素別比準割合	(⑤) B 0.28	(⑧) C 0.18	(⑪) D 0.31	
		前年平均株価	㉞ 690 円		比準割合	(⑤)+(⑧)×3+(⑪) ㉘ B+C+D 5	㉙ 0.22	(⑤)+(⑪) ㉚ B+D 3	
A(㉘、㉜、㉝及び㉞のうち最も低いもの)	㉟ 690 円								
計	1株当たりの比準価額		比準価額(㉟)と㉚とのいずれか低い方		75 円 9 0 銭 × 第4表の③の金額 1,000 円 / 50円		㉜ 1,518 円		
算	比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額(㉟) 1株当たりの配当金額		修正比準価額		㉝ 1,468 円		
		直前期末の翌日から課税時期までの間に新株式発行の効力が発生した場合	比準価額(㉟) (㉛があるとき㉜)		新株式1株当たりの払込金額	1株当たりの新株式の割当数	1株当たりの新株式の割当数又は交付数	修正比準価額	
		(円 + 円 銭 × 株) ÷ (1株 + 株)				㉞ 円			

(注) ㉖欄の金額の計算における1株当たりの配当金額(50円)は次のとおり算出した。
500万円(第4表の⑧欄の直前期の年配当額)÷10万株(第4表の④欄の直前期末の発行済株式数)

被告別表 2

第 8 表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書 (続)

1. S ₁ の金額	相統税評価額による純資産価額 (第 5 表の⑤の金額)		課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額 (第 5 表の④の金額)		差 引 (①-②)	
	①	千円 8,120,468	②	千円 8,094,000	③ 千円 26,468	
	帳簿価額による純資産価額 (第 5 表の⑥の金額)		株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第 5 表の②+ (③-④) の金額)(注)		差 引 (④-⑤)	
	④	千円 8,120,468	⑤	千円 8,094,000	⑥ 千円 26,468	
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相統税評価額) (③-⑧)	
	⑦	千円 0	⑧	千円 0	⑨ 千円 26,468	
	課税時期現在の発行済株式数 (第 5 表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の 1 株当たりの純資産価額(相統税評価額)(⑨÷⑩)		(注) 第 5 表の③及び④の金額に株式及び出資以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。	
	⑩	株 100,000	⑪	円 264		
	1 株当たりの S ₁ の金額の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第 7 表の③、④又は⑤の金額)	修正後の 1 株当たりの純資産価額 (相統税評価額) (⑪の金額)		
			⑫ 円 1,468	⑬ 円 264		
(続)	区 分	1 株当たりの S ₁ の金額の算定方法			1 株当たりの S ₁ の金額	
	1 株当たりの S ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑭の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円			⑭ 円	
	上 記 以外 の S ₁ の金額の計算	⑫の金額と⑬の金額とのいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額)			⑮ 円	
	大会社の S ₁ の金額	⑫と⑬とのいずれか低い方の金額 L の割合 ⑬の金額 L の割合 [円×0.] + [円×(1-0.)]			⑯ 円	
	中小会社の S ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑫の金額 ⑬の金額 (1,468 円×0.50) + (264 円×0.50) = 866 円			⑰ 円 264	
2. S ₂ の金額	課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額 (相統税評価額) (第 5 表の④の金額)		株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第 5 表の②+ (③-④) の金額)(注)		株式及び出資に係る評価差額に相当する金額 (⑱-⑲)	
	⑱	千円 8,094,000	⑲	千円 8,094,000	⑳	千円 0
	S ₂ の純資産価額相当額 (⑱-㉑)		課税時期現在の発行済株式数		S ₂ の金額 (㉒÷㉓)	(注) 第 5 表の③及び④の金額に株式及び出資以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。
㉑	千円 8,094,000	㉓	株 100,000	㉒	円 80,940	
3. 株式保有特定会社の株式の価額		1 株当たりの純資産価額(第 5 表の⑪の金額(第 5 表の⑫の金額があるときはその金額))		S ₁ の金額と S ₂ の金額との合計額 ((⑬、⑮、⑰又は⑱) + ㉒)		
		㉕ 円 81,204	㉖ 円 81,204		㉗ 円 81,204	

被告別表3 P3の株式の価額(本件P6出資の譲受後)

第1表 類似業種比準価額等の計算明細書

1. 1株当たりの資本金		直前期末の資本金額		直前期末の発行済株式数		1株当たりの資本金の額(①÷②)		1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数(①÷50円)			
の額等の計算		① 千円		② 株		③ 円		④ 株			
		350,000		7,000,000		50		7,000,000			
2. 比準要素等	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額							比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額			
	事業年度	⑤ 年配当金額	⑥ 左のうち非経常的な配当金額	⑦ 差引経常的な年配当金額(⑤-⑥)	年平均配当金額	$\frac{⑧}{④}$	① 円	銭			
	直前期	千円 350,000	千円 315,000	千円 35,000	千円 $\frac{⑧(⑦+⑨)}{2}$	$\frac{⑧}{④}$	② 円	銭			
	直前々期	千円 35,000	千円 0	千円 35,000	千円 35,000						
	直前々期の前期	千円 35,000	千円 0	千円 35,000	千円 $\frac{⑩(⑩+⑪)}{2}$				1株(50円)当たりの年配当金額(⑬)の金額		
						⑧		5 円 0 銭			
3. 類似業種の計算	直前期末以前2(3)年間の利益金額							比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額			
	事業年度	⑩ 法人税の課税所得金額	⑪ 左のうち非経常的な利益金額	⑫ 受取配当等の益金不算入額	⑬ 左の所得税額	⑭ 損金算入した繰越欠損金の控除額	⑮ 差引利益金額(⑩-⑪+⑫-⑬+⑭)	⑯ 又は $\frac{⑰+⑱}{⑲}$	① 円		
	直前期	千円 5,395,164	千円 0	千円 116,107	千円 30,435	千円 0	千円 5,480,835	⑰ 又は $\frac{⑰+⑱}{⑲}$	② 円		
	直前々期	千円 7,867,334	千円 0	千円 95,968	千円 22,828	千円 0	千円 7,940,474			1株(50円)当たりの年利益金額(⑳)の金額	
	直前々期の前期	千円 8,369,900	千円 0	千円 134,073	千円 26,670	千円 25,228	千円 8,502,531			㉑ 円	
								㉒		782 円	
計	直前期末(直前々期末)の純資産価額							比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額			
	事業年度	⑰ 資本金額	⑱ 資本積立金額	⑲ 利益積立金額	⑳ 純資産価額(⑰+⑱+⑲)	$\frac{㉑}{㉒}$	㉓ 円				
	直前期	千円 350,000	千円 -3,145,158	千円 55,074,661	千円 52,279,503	$\frac{㉑}{㉒}$	㉔ 円				
	直前々期	千円 350,000	千円 4,841	千円 48,875,800	千円 49,230,641				1株(50円)当たりの純資産価額(㉕)の金額		
							㉕		7,468 円		
3. 類似業種の比準価額の計算	類似業種と業種目番号		食料品農水産物卸売業 (No. 81)			区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額	
	類	課税時期の属する月	3 月	① 313 円	比準割合の計算	評	② 5 0 0	③ 782	④ 7,468	① ※ ② ×又は×0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5)	
	似	課税時期の属する月の前月	2 月	② 291 円		価	③ 3 9 0	④ 28	⑤ 321		
	業	課税時期の属する月の前々月	1 月	③ 285 円		業	③ B	④ C	⑤ D		
	種	前年平均株価	④ 271 円	要		③ B	④ C	⑤ D	⑥ 23.26		
	の	前年平均株価	④ 271 円	素		③ B	④ C	⑤ D	⑥ 23.26		
	株	A (①、②、③及び④のうち最も低いもの)	⑤ 271 円	別	③ B	④ C	⑤ D	⑥ 23.26			
	比	類似業種と業種目番号		卸売業 (No. 79)			比	$\frac{⑦+⑧}{⑨} \times 3 + \frac{⑩}{⑪}$	$\frac{⑫+⑬}{⑭}$	⑮ 円	銭
	準	類	課税時期の属する月	3 月	⑦ 326 円	準	⑦ 5	⑧ 782	⑨ 7,468	⑮ ※ ⑯ ×又は×0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5)	⑰ 円
	価	似	課税時期の属する月の前月	2 月	⑧ 313 円	合	⑧ 4 1 0	⑨ 29	⑩ 278		
額	業	課税時期の属する月の前々月	1 月	⑨ 301 円	の	⑧ B	⑨ C	⑩ D			
の	種	前年平均株価	⑩ 289 円	計	⑧ B	⑨ C	⑩ D	⑪ 26.86			
計	の	前年平均株価	⑩ 289 円	算	⑧ B	⑨ C	⑩ D	⑪ 26.86			
算	A (⑦、⑧、⑨及び⑩のうち最も低いもの)		⑪ 289 円			比	$\frac{⑫+⑬}{⑭} \times 3 + \frac{⑮}{⑯}$	$\frac{⑰+⑱}{⑲}$	⑳ 円	銭	
1株当たりの比準価額		比準価額(⑮)と⑰とのいずれか低い方			4,108 円 9 0銭		⑳の金額 50 円		㉑ 4,108 円		
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		比準価額(⑮)			1株当たりの配当金額			修正比準価額		
	直前期末の翌日から課税時期までの間に新株式発行の効力が発生した場合		比準価額(⑮) (⑰があるときは⑱)			新株式1株当たりの私込金額 1株当たりの新株式の割当数			修正比準価額		
		4,108 円 - 50 円 0 銭			(円 + 円 銭 × 株) ÷ (1株 + 株)			㉒ 4,058 円			
		(円 + 円 銭 × 株) ÷ (1株 + 株)						㉓ 円			

(注) 1 ⑮欄の直前期末の利益積立金額は、第2表により算出した。
2 ⑲欄の金額の計算における1株当たりの配当金額(50円)は、次のとおり算出した。
3 億5000万円(⑮欄の直前期末の年配当額) ÷ 7000万株(⑮欄の直前期末の発行済株式数)

被告別表 3

第2表 P3の直前期末の純資産価額（帳簿価額）計算上の利益積立金額の修正

① 直前期末の利益積立金額	54,490,828千円
② P6の出資の価額(@81,177円×24,000口)	1,948,248千円
③ P6の出資の取得価額(@39,235円×24,000口)	941,640千円
④ 差額(②-③)	1,006,608千円
⑤ 上記差額に対する法人税額等相当額(④×42%)	422,775千円
⑥ 利益積立金に加算する価額(④-⑤)	583,833千円
⑦ 利益積立金額(①+⑥)	55,074,661千円

(注)1 ①欄の金額は、被告別表1・第3表・⑩欄の直前期の利益積立金額による。

2 ②欄のP6の出資1口当たりの価額81,177円は、平成22年10月29日付けP3に係る平成17事業年度の法人税の更正処分におけるP6の出資の低額譲受けによる受贈益の算定上のP6の出資1口当たりの価額である。

被告別表4 本件合名出資の価額（本件P6出資の譲受前）

第1表 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

（平成十五年一月一日以降用）

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

会社名	(電話) P4		本店所在地	東京都中央区β×-1		
代表者氏名	原告P1		事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種目番	取引金額の構成比
課税時期	平成17年3月31日			不動産賃貸	99	71%
直前期	自平成16年1月1日 至平成16年12月31日			その他不動産	101	29
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合 (⑤の割合)を基として、区分します。		
判定要素(課税時期現在)の株式等所有状況	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	② 株式数 (株式の種類)	③ 議決権数	④ 議決権割合 (③/②)
	原告P1	納税義務者		株 398,000	個 398,000	% 66.33
	原告P2	納税義務者		株 2,000	個 2,000	% 0.33
	P10			株 200,000	個 200,000	% 33.33
	自己株式					
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				②	③	④ (③/②)%
筆頭株主グループの議決権の合計数				③	④	⑤ (④/③)%
評価会社の発行済株式又は議決権の総数				①	④	100%
2. 少数株主所有者の評価方式の判定				判 定 内 容 氏 名 P2 ⑥ 役員 である〔原則的評価方式等〕でない(次の⑦へ) ⑦ 納税義務者が中心的な同族株主 である〔原則的評価方式等〕でない(次の⑧へ) ⑧ 納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主) がいる(配当還元方式)・いない〔原則的評価方式等〕(氏名) 判 定 原則的評価方式等・配当還元方式		

被告別表 4

第 2 表 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書 (続)

会社名 P 4

(平成十五年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

3. 会社の規模 (Lの割合) の判定								
判 定 要 素	項 目	金 額	項 目	人 数				
判 定 要 素	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	千円 5,462,917	直前期末以前1年間 における従業員数	4 人	[従業員数の内訳]			
	直前期末以前1年間の取引金額	千円 246,026		(継続勤務 従業員数) + (継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数)	(時間)			
① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			100人以上の会社は、大会社(㊸)及び㊹は不要					
			100人未満の会社は、㊸及び㊹により判定					
判 定 基 準	㊸ 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			㊹ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合(中会社)の区分	
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	従業員数	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	
	20億円以上	10億円以上	10億円以上	50 人 超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
	14億円以上	7億円以上	7億円以上	50 人 超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	0.90
	20億円未満	10億円未満	10億円未満		80億円未満	20億円未満	20億円未満	
	7億円以上	4億円以上	4億円以上	30 人 超	25億円以上	6億円以上	7億円以上	0.75
	14億円未満	7億円未満	7億円未満	50 人 以下	50億円未満	12億円未満	14億円未満	
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5 人 超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60	
7億円未満	4億円未満	4億円未満	30 人 以下	25億円未満	6億円未満	7億円未満		
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5 人 以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、㊸欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と㊹欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。								
判 定	中 会 社			小 会 社				
	L の 割 合							
	0.90	0.75	0.60					
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項								
直前期分の配当金3000万円の支払いが確定した日 平成17年2月18日								

被告別表 4

第 3 表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名 P 4

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成十五年一月一日以降用)

1. 比準要素数 1 の会社		判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか 2 の判定要素が 0 であり、かつ、(2)欄のいずれか 2 以上の判定要素が 0 である (該当) <input type="radio"/> (非該当) <input type="radio"/>				
		(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素								
		第 4 表の (B) の金額	第 4 表の (C) の金額	第 4 表の (D) の金額	第 4 表の (B) の金額	第 4 表の (C) の金額	第 4 表の (D) の金額						
		円 銭	円	円	円 銭	円	円	判 定					
		50	0 0	100	2,171	50	0 0	90	1,764	該 当 <input type="radio"/> 非 該 当 <input checked="" type="radio"/>			
2. 株式保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準					
		総 資 産 価 額 (第 5 表の①の金額)		株 式 及 び 出 資 の 価 額 の 合 計 額 (第 5 表の②の金額)		株 式 保 有 割 合 (②/①)						会 社 の 規 模 の 判 定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)	
		① 千円		② 千円		③ %		大会社・ <input checked="" type="radio"/> 中会社・小会社					
		13,150,925		9,269,202		70							
判 定 基 準		会 社 の 規 模		大 会 社		<input checked="" type="radio"/> 中 会 社		小 会 社					
		③の割合		25%以上	25%未満	<input checked="" type="radio"/> 50%以上	50%未満	50%以上	50%未満				
判 定		該 当		非 該 当		<input checked="" type="radio"/> 該 当		非 該 当		該 当		非 該 当	
3. 土地保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準					
		総 資 産 価 額 (第 5 表の①の金額)		土 地 等 の 価 額 の 合 計 額 (第 5 表の③の金額)		土 地 保 有 割 合 (③/①)						会 社 の 規 模 の 判 定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)	
		④ 千円		⑤ 千円		⑥ %		大会社・ <input checked="" type="radio"/> 中会社・小会社					
		13,150,925		3,013,907		22							
判 定 基 準		会 社 の 規 模		大 会 社		<input checked="" type="radio"/> 中 会 社		小 会 社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)					
								・卸売業 20億円以上 ・小売・サービス業 10億円以上 ・上記以外の業種 10億円以上		・卸売業 7,000万円以上20億円未満 ・小売・サービス業 4,000万円以上10億円未満 ・上記以外の業種 5,000万円以上10億円未満			
判 定		該 当		非 該 当		該 当		<input checked="" type="radio"/> 非 該 当		該 当		非 該 当	
4. 開業後 3 年 未 満 の 会 社		判 定 要 素		判 定 基 準		課 税 時 期 に お い て 開 業 後 3 年 未 満 で 有 る		課 税 時 期 に お い て 開 業 後 3 年 未 満 で ない					
		開業年月日		昭和 11 年 11 月 30 日		判 定		該 当		<input checked="" type="radio"/> 非 該 当			
(2) 比 準 要 素 数 0 の 会 社		直 前 期 末 を 基 と し た 判 定 要 素						判 定 基 準	直 前 期 末 を 基 と し た 判 定 要 素 が い ず れ も 0 である (該当) <input type="radio"/> (非該当) <input checked="" type="radio"/>				
		第 4 表の (B) の金額	第 4 表の (C) の金額	第 4 表の (D) の金額	第 4 表の (B) の金額	第 4 表の (C) の金額	第 4 表の (D) の金額						
		円 銭	円	円	円 銭	円	円	判 定					
		50	0 0	100	2,171			該 当		<input checked="" type="radio"/> 非 該 当			
5. 開 業 前 又 は 休 業 中 の 会 社		開 業 前 の 会 社 の 判 定		休 業 中 の 会 社 の 判 定		6. 清 算 中 の 会 社				判 定			
		該 当 <input type="radio"/> 非 該 当 <input checked="" type="radio"/>		該 当 <input type="radio"/> 非 該 当 <input checked="" type="radio"/>						該 当 <input type="radio"/> 非 該 当 <input checked="" type="radio"/>		該 当 <input type="radio"/> 非 該 当 <input checked="" type="radio"/>	
7. 特 定 の 評 価 会 社 の 判 定 結 果		1. 比 準 要 素 数 1 の 会 社		② 株 式 保 有 特 定 会 社		3. 土 地 保 有 特 定 会 社				4. 開 業 後 3 年 未 満 の 会 社 等			
		5. 開 業 前 又 は 休 業 中 の 会 社		6. 清 算 中 の 会 社									
[該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数 1 の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において 2 以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。]													

被告別表 4

第 4 表 類似業種比準価額等の計算明細書

1. 1株当たりの資本金		直前期末の資本金額	直前期末の発行済株式数	1株当たりの資本金の額 (①÷②)	1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)													
の額等の計算		① 千円	② 株	③ 円	④ 株													
		30,000	600,000	50	600,000													
2. 比準要素	1株50円当り以前の2(3)年間の年平均配当金額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額													
	事業年度	⑤ 年配当金額	⑥ 左のうち非経常的な配当金額	⑦ 差引経常的な年配当金額(⑤-⑥)	年平均配当金額	⑧ 円 銭												
	直前期	千円	千円	千円	$\frac{\text{⑧}}{\text{④}}$	⑨ 円 銭												
	直前々期	千円	千円	千円	$\frac{\text{⑧}}{\text{④}}$	⑩ 円 銭												
	直前々期の前期	千円	千円	千円	$\frac{\text{⑧}}{\text{④}}$	1株(50円)当たりの年配当金額(⑪)の金額												
		30,000	0	30,000	30,000	50 円 0 銭												
3. 金額の計算	1株50円当り以前の2(3)年間の利益金額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額													
	事業年度	⑩ 法人税の課税所得金額	⑪ 左のうち非経常的な利益金額	⑫ 受取配当等の利益金額	⑬ 左の所得税額	⑭ 損金算入した繰越欠損金の控除額												
	直前期	千円	千円	千円	千円	千円												
	直前々期	千円	千円	千円	千円	千円												
	直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	千円												
		112,319	49,969	5,934	2,631	0												
		51,655	0	6,307	3,487	0												
		125,266	413	7,459	3,882	0												
4. 計算	1株50円当り以前の2(3)年間の純資産価額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額													
	事業年度	⑮ 資本金額	⑯ 資本積立金額	⑰ 利益積立金額	⑱ 純資産価額(⑮+⑯+⑰)	⑲ 円												
	直前期	千円	千円	千円	千円	⑳ 円												
	直前々期	千円	千円	千円	千円	1株(50円)当たりの純資産価額(㉑)の金額												
	直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	㉒ 円												
		30,000	5,061	1,071,084	1,106,145	1,843												
		30,000	5,061	1,023,815	1,058,876	1,764												
						1,843												
5. 類似業種比準価額の計算	1株(50円)当たりの株価	類似業種と業種目番号		不動産賃貸業 (No. 99)		比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額							
		課税時期の属する月	3月	⑲	1015							円	銭	円	円	円	円	円
		課税時期の属する月の前月	2月	㉑	956							円	銭	円	円	円	円	円
		課税時期の属する月の前々月	1月	㉒	918							円	銭	円	円	円	円	円
		前年平均株価	⑳	852	円							銭	円	円	円	円	円	円
	A (㉑、㉒、㉓及び㉔のうち最も低いもの)		㉕	852	円	銭	円	円	円	円	円	円						
	2株(50円)当たりの株価	類似業種と業種目番号		不動産業 (No. 98)		比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額							
		課税時期の属する月	3月	㉖	800							円	銭	円	円	円	円	
		課税時期の属する月の前月	2月	㉗	750							円	銭	円	円	円	円	
		課税時期の属する月の前々月	1月	㉘	725							円	銭	円	円	円	円	
前年平均株価		㉙	690	円	銭							円	円	円	円	円		
A (㉖、㉗、㉘及び㉙のうち最も低いもの)		㉚	690	円	銭	円	円	円	円	円	円							
1株当たりの比準価額		比準価額(㉕)と(㉚)とのいずれか低い方		1,680 円 8 0 銭		⑳の金額 50 円		㉛		1,680 円								
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		比準価額(㉕)		1株当たりの配当金額		修正比準価額		㉜		1,630 円							
	直前期末の翌日から課税時期までの間に新株式発行の効力が発生した場合		比準価額(㉕)(㉛があるときは㉜)		新株式1株当たりの払込金額		1株当たりの新株式の割当数		1株当たりの新株式の割当数又は交付数		修正比準価額							
		(円 + 円 銭) × (株) ÷ (1株 + 株)								㉝ 円								

(注) 1 ①欄の金額は次のとおり算出した。

- ア 直前期 2億4696万9325円 (直前期における固定資産売却益) - 1億9700万円 (法人税の計算における土地圧積立金認容額)
- イ 直前々期 561万5117円 (直前々期における固定資産売却益) - 708万8728円 (法人税の計算における収用換地等の場合の所得の特別控除額)、計算結果がマイナスとなるため0
- ウ 直前々期の前期 2473万0518円 (直前々期の前期における固定資産売却益) - 2431万7515円 (法人税の計算における収用換地等の場合の所得の特別控除額)

被告別表4

第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）							
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	746,726	746,726		短期借入金	2,930,000	2,930,000	
有価証券	9,269,202	3,296,117		未払金	9,471	9,471	
未収入金等	1,137	1,137		未払法人税等	39,366	39,366	
建物	115,121	149,315		借入金	29,175	29,175	
土地・山林	3,013,907	1,264,656		長期借入金	1,040,000	1,040,000	
機械及び装置	4,667	4,667		受入保証金	90,331	90,331	
電話加入権	15	146		未払配当金	30,000	30,000	
出資金(森林組合)	150	150					
合 計	① 13,150,925	② 5,462,914		合 計	③ 4,168,343	④ 4,168,343	
株式及び出資の価額の合計額	① 9,269,202	② 3,296,117		/			
土地等の価額の合計額	③ 3,013,907						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	④ 0	⑤ 0					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑥ 8,982,582	千円		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨ 5,753,618	千円	
帳簿価額による純資産価額 ((②+(④-⑤)-④)、マイナスの場合は0)	⑦ 1,294,571	千円		課税時期現在の発行済株式数	⑩ 600,000	株	
評価差額に相当する金額 (⑥-⑦、マイナスの場合は0)	⑧ 7,688,011	千円		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪ 9,589	円	
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑧×42%)	⑨ 3,228,964	千円		同族株主等の議決権割合が50%以下の場合	⑫ -	円	
					(⑪×80%)		

(注) 1 資産及び負債は、P4の直前期末における各資産及び各負債に基づいた。
 2 資産の部の有価証券は、@4047円(被告別表1・第3表・29欄の金額)×198万9410株(直前期末におけるP4の所有するP3株式の数)+12億1806万0637円(直前期末においてP4の所有する上場株式の価額)により算出した。
 3 負債の部の未払配当金は、直前期末から本件各譲渡時までに支払いが確定した配当金の金額を計上した。

被告別表 4

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

1	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の⑳、㉑又は㉒の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉓の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の㉔の記載がある場合のその金額)	
	①	円②	円	円	円	
		1,630		9,589		
純資産価額方式等による価額	株式の区分		1株当たりの価額の算定方法等		1株当たりの価額	
	1株当たりの価額の計算	比準要素数1の会社の株式	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①の金額 (円×0.25)+(円×0.75)= 円			④ 円
		株式保有特定会社の株式	(第8表の㉕の金額)			⑤ 9,589 円
		土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑥ 円
		開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑦ 円
		開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)			⑧ 円
	株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥)	1株当たりの配当金額 円-	修正後の株式の価額 ⑨ 円	
		課税時期において新株引受権、株式の引受けによる権利又は新株無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧)	新株1株当たりの払込金額 円×	1株当たりの新株式の割当数 株÷	修正後の株式の価額 ⑩ 円
	2	1株当たりの資本金の額、発行済株式数等		直前期末の資本金額 ⑪ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑫ 株	1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪÷50円) ⑬ 株
直前配当金		事業年度	⑭ 年配当金額 千円	⑮ 左のうち非経常的な配当金額 千円	⑯ 差引経常的な年配当金額 (⑭-⑮) 千円	年平均配当金額 ⑰ (⑭+⑯)÷2 千円
		直前期	千円	千円	⑱ 千円	
		直前々期	千円	千円	千円	
1株(50円)当たりの年配当金額		年平均配当金額(⑰)	⑲の株式数	⑲	この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。	
		千円 ÷ 株 = 円 銭				
配当還元価額		⑲の金額 円 銭	⑲の金額 円	⑳	㉑の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。	
		10% × 50円 = 円		㉒ 円		
3	配当期待権		1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき 所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)	㉓ 円	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	
	新株引受権 (新株1株当たりの価額)		⑳(配当還元方式の場合は㉑)の金額 新株1株当たりの 払込金額 円-	㉔ 円		
	株式の引受けによる権利 (新株1株当たりの価額)		㉑(配当還元方式の場合は㉒)の金額(課税時期後にその株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)	㉕ 円		
	新株無償交付期待権 (新株1株当たりの価額)		㉑(配当還元方式の場合は㉒)の金額	㉖ 円		
					株式の評価額 (円 銭)	
					株式に関する権利の評価額 (円 銭)	

被告別表 4

第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書

1.	受取配当金收受 割合の計算	事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)	受取配当金收受割合 (②÷(①+②)) ※小数点以下3位未満切り捨て					
		受取配当金額	20,133	19,297	① 39,430		④				
		営業利益の金額	120,795	126,651	② 247,446			0.137			
S.	③-⑤の金額	1株(50円)当たりの年配当金額(第4表の③)		受取配当金收受割合(②)	①の金額(③×②)	⑥-①の金額(③-④)					
		③	50 円 0 銭	0.137	④ 6 円 8 0 銭	⑤ 43 円 2 0 銭					
の	⑥-⑧の金額	1株(50円)当たりの年利益金額(第4表の⑥)		0.137	③の金額(⑥×②)	⑦-⑧の金額(⑥-⑦)					
		⑥	100 円		⑦ 13 円	⑧ 87 円					
金	⑨-⑫の金額	(イ) 1株(50円)当たりの純資産価額(第4表の⑨)	直前期末の株式及び出資の帳簿価額の合計額	直前期末の総資産価額(帳簿価額)	(イ)の金額(⑨×(⑩÷⑪))						
		⑨	1,843 円	⑩ 3,296,117 千円	⑪ 5,462,914 千円	⑫ 1,111 円					
		(ロ) 利益積立金額(第4表の⑫の「直前期」欄の金額)	1株当たりの資本金額を50円とした場合の発行済株式数(第4表の⑬の株式数)	受取配当金收受割合(②)	(ロ)の金額(⑫÷⑬)×②						
		⑫	1,071,084 千円	⑬ 600,000 株	⑭ 0.137	⑮ 244 円					
額	⑯-⑰の金額	⑯の金額(⑫+⑬)		⑯-⑰の金額(⑯-⑰)		(注) 1 ⑰の割合は、1を上限とします。 2 ⑰の金額は、⑯の金額(⑯の金額)を上限とします。					
		⑯	1,355 円	⑰	488 円						
(類)	1株(50円)当たり の株 価 額 の 修 正 計 算	不動産賃貸業 (No. 99)			比 準 割 合 の 計 算	区分	1株(50円)当 たりの年配 当金額	1株(50円)当 たりの年利 益金額	1株(50円)当 たりの純資 産価額	1株(50円)当 たりの比 準価額	
		類似業種 と業種目番 号	課税時期 の属する 月	⑰		評 価 社	(⑤)	円 銭	(⑧)	円	円
		課税時期 の属する 月の前月	3	1015		⑱	43	20	87	488	⑲ ※ ⑲×又は×0.7 ⑳
		課税時期 の属する 月の前々月	2	956		⑳	6	90	35	392	※ (中会社は0.5 小会社は0.5)
		課税時期 の属する 月の前々々月	1	918		㉑	6	26	2	48	
		前年平均株 価	⑳	852		㉒	5	98	3		
		前年平均株 価	㉓	852		㉔	2	81	3		
		前年平均株 価	㉕	852		㉖	1	77	1	55	
		前年平均株 価	㉗	852		㉘	1	63	3		
		前年平均株 価	㉙	852		㉚	1	63	3		
1株当たりの比準価額		比準価額(⑲)と⑳ とのいずれか低い方)			1,163 円 30銭 × 第4表の⑬の金額 50円 / 50円		㉛ 1,163 円				
比 準 価 額 の 修 正 計 算	直前期末の翌日から課税時 期までの間に配当金交付の 効力が発生した場合	比準価額(㉛)			1株当たりの 配当金額			修正比準価額			
		1,163 円 - 50 円 0 銭						㉜ 1,113 円			
比 準 価 額 の 修 正 計 算	直前期末の翌日から課税時 期までの間に新株式発行の 効力が発生した場合	比準価額(㉛) (㉛があるときは㉜)			新株式1株当 たりの払込金額			修正比準価額			
		(円+ 円 銭×			1株当たりの新 株式の割当数			1株当たりの新株式の 割当数又は交付数			

被告別表 4

第 8 表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書 (続)

1 S の 金 額 (続)	相統税評価額による純資産価額 (第 5 表の⑤の金額)		課税時期現在の株式及び出資の価 額の合計額 (第 5 表の⑦の金額)		差 引 (①-②)		
	① 千円 8,982,582		② 千円 9,269,202		③ 千円 0		
	帳簿価額による純資産価額 (第 5 表の⑥の金額)		株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第 5 表の④+ (⑤-⑥) の金額) (注)		差 引 (④-⑤)		
	④ 千円 1,294,571		⑤ 千円 3,296,117		⑥ 千円 0		
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相統税評価額) (③-⑧)		
	⑦ 千円 0		⑧ 千円 0		⑨ 千円 0		
	課税時期現在の発行済株式数 (第 5 表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の 1 株当たりの 純資産価額 (相統税評価額) (⑨÷⑩)		(注) 第 5 表の④及び⑤の金額に株 式及び出資以外の資産に係る金 額が含まれている場合には、そ の金額を除いて計算します。		
	⑩ 株 600,000		⑪ 円 0				
	1 株当たりの S ₁ の金額 の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第 7 表の ⑫、⑬又は ⑭の金額)	修正後の 1 株当たりの純資産価額 (相統税評価額) (⑪の金額)			
			⑫ 円 1,113	⑬ 円 0			
1 株 当 た り の S ₁ の 金 額 の 計 算	区 分	1 株当たりの S ₁ の金額の算定方法			1 株当たりの S ₁ の金額		
	比準要素数 1 である会社の S ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑭の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円			⑭ 円		
	大会社の S ₁ の金額	⑭の金額と⑬の金額とのいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑭の金額)			⑮ 円		
	中会社の S ₁ の金額	⑭と⑬のいずれか L の割合 ⑬の金額 L の割合 [0 円×0.6] + [0 円×(1-0.6)]			⑯ 円 0		
小会社の S ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑭の金額 (円×0.50) + (⑬の金額 円×0.50) = 円			⑰ 円			
2 S ₂ の 金 額	課税時期現在の株式及 び出資の価額の合計額 (相統税評価額) (第 5 表の⑦の金額)		株式及び出資の帳簿価額の 合計額 (第 5 表の④+(⑤-⑥) の金額) (注)		株式及び出資に係る評価 差額に相当する金額 (⑭-⑮)		
	⑮ 千円 9,269,202		⑯ 千円 3,296,117		⑰ 千円 5,973,085		
	S ₂ の純資産価額相当額 (⑮-⑰)		課税時期現在の発行済 株式数		S ₂ の金額 (⑱÷⑲)		
⑱ 千円 6,760,507		⑲ 株 600,000		⑳ 円 11,267			
3. 株式保有特定会社 の株式の価額	1 株当たりの純資産価額 (第 5 表の ⑪の金額 (第 5 表の⑫の金額がある ときはその金額))		S ₁ の金額と S ₂ の金額との合計額 (⑬、⑭、⑯又は⑰) + ⑱)		株式保有特定会社の株式の価額 (⑳と㉑とのいずれか低い方の金額)		
	㉑ 円 9,589		㉒ 円 11,267		㉓ 円 9,589		

被告別表5 本件合名出資の価額（本件P6出資の譲受後）

第1表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名 P4

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（平成十五年一月一日以降用）

		判 定 要 素								判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である（該当） でない（非該当）								
		(1)直前期末を基とした判定要素				(2)直前々期末を基とした判定要素													
1. 比準要素数1の会社	第2表の(B)の金額	第2表の(C)の金額	第2表の(D)の金額	第2表の(B)の金額	第2表の(C)の金額	第2表の(D)の金額	第2表の(B)の金額	第2表の(C)の金額	第2表の(D)の金額	判定	該 当 非 該 当								
		円 銭	円	円	円 銭	円	円	円	円										
		50 0 0	100	3,144	50 0 0	90	1,764												
2. 株式保有特定会社	判 定 要 素																		
	総資産価額（第4表の①の金額）			株式及び出資の価額の合計額（第4表の④の金額）			株式保有割合（②/①）		会社の規模の判定（該当する文字を○で囲んで表示します。）										
	① 千円			② 千円			③ %		大会社・ 中 会 社 ・小会社										
	15,099,415			11,217,692			74												
	判定基準		会社の規模		大会社		中 会 社		小 会 社										
		③の割合		25%以上		25%未満		50%以上		50%未満		50%以上		50%未満					
判 定		該 当		非 該 当		該 当		非 該 当		該 当		非 該 当							
3. 土地保有特定会社	判 定 要 素																		
	総資産価額（第4表の①の金額）			土地等の価額の合計額（第4表の⑤の金額）			土地保有割合（⑥/④）		会社の規模の判定（該当する文字を○で囲んで表示します。）										
	④ 千円			⑤ 千円			⑥ %		大会社・ 中 会 社 ・小会社										
	15,099,415			3,013,907			19												
	判定基準		会社の規模		大会社		中 会 社		小 会 社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)										
								・卸売業 20億円以上 ・小売・サービス業 10億円以上 ・上記以外の業種 10億円以上		・卸売業 7,000万円以上20億円未満 ・小売・サービス業 4,000万円以上10億円未満 ・上記以外の業種 5,000万円以上10億円未満									
		⑥の割合		70%以上		70%未満		90%以上		90%未満		70%以上		70%未満		90%以上		90%未満	
判 定		該 当		非 該 当		該 当		非 該 当		該 当		非 該 当		該 当		非 該 当			
4. 開業後3年未満の会社等	(1) 開業後3年未満の会社		判定要素		判定基準		課税時期において開業後3年未満である		課税時期において開業後3年未満でない										
	開業年月日		昭和 11年11月30日		判定		該 当		非 該 当										
	(2) 比準要素数0の会社等		判定要素		直前期末を基とした判定要素		判定基準		直前期末を基とした判定要素がいずれも0である（該当） でない（非該当）										
		第2表の(B)の金額		第2表の(C)の金額		第2表の(D)の金額		判定		該 当		非 該 当							
		円 銭		円		円		判定		該 当		非 該 当							
		50 0 0		100		3,144		判定		該 当		非 該 当							
5. 開業前又は休業中の会社		開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社		判 定											
		該 当 非 該 当		該 当 非 該 当				該 当		非 該 当									
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数1の会社 ② 株式保有特定会社 3. 土地保有特定会社 4. 開業後3年未満の会社等 5. 開業前又は休業中の会社 6. 清算中の会社																	
		[該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。]																	

被告別表 5

第2表 類似業種比準価額等の計算明細書

1. 1株当たりの資本金		直前期末の資本金額	直前期末の発行済株式数	1株当たりの資本金の額 (①÷②)	1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)				
の額等の計算		① 30,000 千円	② 600,000 株	③ 50 円	④ 600,000 株				
2. 比準要素等	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
	事業年度	⑤ 年配当金額	⑥ 左のうち非経常的な配当金額	⑦ 差引経常的な年配当金額(⑥-⑧)	年平均配当金額	$\frac{⑧}{④}$ 円 銭			
	直前期	30,000 千円	0 千円	① 30,000 千円	$\frac{⑧}{④}$ 千円	$\frac{⑧}{④}$ 円 銭			
	直前々期	30,000 千円	0 千円	② 30,000 千円	30,000	1株(50円)当たりの年配当金額 (⑧の金額)			
直前々期の前期	30,000 千円	0 千円	③ 30,000 千円	$\frac{⑧}{④}$ 千円	⑨ 50 円 0 銭				
3. 類似業種比準価額の計算	直前期末以前2(3)年間の利益金額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
	事業年度	⑩ 法人税の課税所得金額	⑪ 左のうち非経常的な利益金額	⑫ 受取配当等の利益不算入額	⑬ 左の所得税額	⑭ 損金算入した繰越欠損金の控除額	⑮ 差引利益金額 (⑩-⑪+⑫-⑬+⑭)	$\frac{⑮}{④}$ 又は $\frac{⑮+⑯}{④}$ 円 銭	
	直前期	112,319 千円	49,969 千円	5,934 千円	2,631 千円	0 千円	65,653 千円	$\frac{⑮}{④}$ 又は $\frac{⑮+⑯}{④}$ 円 銭	
	直前々期	51,655 千円	0 千円	6,307 千円	3,487 千円	0 千円	54,475 千円	1株(50円)当たりの年利益金額 (⑮又は⑮+⑯の金額)	
直前々期の前期	125,266 千円	413 千円	7,459 千円	3,882 千円	0 千円	128,430 千円	⑰ 100 円		
4. 類似業種比準価額の計算	直前期末(直前々期末)の純資産価額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
	事業年度	⑯ 資本金額	⑰ 資本積立金額	⑱ 利益積立金額	⑲ 純資産価額 (⑯+⑰+⑱)	$\frac{⑲}{④}$ 円 銭			
	直前期	30,000 千円	5,061 千円	##### 千円	① 1,689,857 千円	$\frac{⑲}{④}$ 円 銭			
	直前々期	30,000 千円	5,061 千円	##### 千円	② 1,058,876 千円	1株(50円)当たりの純資産価額 (⑲の金額)			
5. 類似業種比準価額の計算	1株(50円)当たりの株価	類似業種と業種目番号	不動産賃貸業 (No.99)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
		課税時期の属する月	3月	① 1015 円	評会	③ 50 円 0 0 銭	④ 100 円	⑤ 2,816 円	⑥ ※ ⑦ ×又は×0.7 ⑧ ※ 中会社は⑨ 小会社は0.5
		課税時期の属する月の前月	2月	② 956 円	類似業種	B 6 9 0 銭	C 35 円	D 392 円	
		課税時期の属する月の前々月	1月	④ 918 円	要素別比準割合	$\frac{③}{B}$ 7・24	$\frac{④}{C}$ 2・85	$\frac{⑤}{D}$ 7・18	
		前年平均株価	⑦ 852 円	比準割合の計算	$\frac{③+④+⑤}{5}$ 4・59	$\frac{⑥+⑦}{3}$ 2,346 円 銭	⑧ 2,346 円 4 0 銭		
		A (①、②、④及び⑦のうち最も低いもの)	④ 852 円	⑨ >0の場合 ⑩ =0の場合	5	4・59	3	2,346 円 4 0 銭	
	類似業種と業種目番号	不動産業 (No.98)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額	
	課税時期の属する月	3月	⑪ 800 円	評会	③ 50 円 0 0 銭	④ 100 円	⑤ 2,816 円	⑥ ※ ⑦ ×又は×0.7 ⑧ ※ 中会社は⑨ 小会社は0.5	
	課税時期の属する月の前月	2月	⑫ 750 円	類似業種	B 6 0 0 銭	C 49 円	D 314 円		
	課税時期の属する月の前々月	1月	⑬ 725 円	要素別比準割合	$\frac{③}{B}$ 8・33	$\frac{④}{C}$ 2・04	$\frac{⑤}{D}$ 7・18		
	前年平均株価	⑦ 690 円	比準割合の計算	$\frac{③+④+⑤}{5}$ 4・32	$\frac{⑥+⑦}{3}$ 1,788 円 銭	⑧ 1,788 円 4 0 銭			
	A (⑪、⑫、⑬及び⑦のうち最も低いもの)	⑬ 725 円	⑨ >0の場合 ⑩ =0の場合	5	4・32	3	1,788 円 4 0 銭		
1株当たりの比準価額	比準価額(⑧)と⑨とのいずれか低い方)		1,788 円 4 0 銭	⑩の金額 50 円	⑪ 1,788 円	⑫ 1,788 円			
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額(⑫)		1株当たりの配当金額	修正比準価額				
	直前期末の翌日から課税時期までの間に新株式発行の効力が発生した場合	比準価額(⑫) (⑬があるときは⑭)		新株式1株当たりの払込金額	1株当たりの新株式の割当数	1株当たりの新株式の割当数又は交付数	修正比準価額		

(注) 1 ①欄の各金額は、被告別表4・第4表の(注)1と同様に算出した。
2 ⑮欄の直前期の利益積立金額は、第3表により算出した。

被告別表5

第3表 P4の直前期末の純資産価額(帳簿価額)計算上の利益積立金額の修正

① 直前期末の利益積立金額	1,268,084千円
② P6の出資の価額(@81,177円×23,995口)	1,947,842千円
③ P6の出資の取得価額(@39,235円×23,995口)	941,443千円
④ 差額(②-③)	1,006,399千円
⑤ 上記差額に対する法人税額等相当額(④×42%)	422,687千円
⑥ 利益積立金に加算する価額(④-⑤)	583,712千円
⑦ 利益積立金額(①+⑥)	1,851,796千円

(注)1 ①欄の金額は、被告別表4・第4表・⑩欄の直前期の利益積立金額によった。

2 ②欄のP6の出資1口当たりの価額81,177円は、平成22年11月24日付けP4に係る平成17事業年度の法人税の更正処分におけるP6の出資の低額譲受けによる受贈益の算定上のP6の出資1口当たりの価額である。

被告別表5

第4表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）							
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	746,726	746,726		短期借入金	3,871,443	3,871,443	
有価証券	11,217,692	5,243,959		未払金	9,471	9,471	
未収入金等	1,137	1,137		未払法人税等	462,053	462,053	
建物	115,121	149,315		借入金	29,175	29,175	
土地・山林	3,013,907	1,264,656		長期借入金	1,040,000	1,040,000	
機械及び装置	4,667	4,667		受入保証金	90,331	90,331	
電話加入権	15	146		未払配当金	30,000	30,000	
出資金(森林組合)	150	150					
合 計	① 15,099,415	② 7,410,756		合 計	③ 5,532,473	④ 5,532,473	
株式及び出資の価額の合計額	⑦ 11,217,692	⑧ 5,243,959		/			
土地等の価額の合計額	⑨ 3,013,907						
建物・山林等以外の資産の価額の合計額	⑩ 0	⑪ 0					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤ 9,566,942	千円		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨ 6,337,706	千円	
帳簿価額による純資産価額 (②+(⑩-⑪)-④)、マイナスの場合は0)	⑥ 1,878,283	千円		課税時期現在の発行済株式数	⑩ 600,000	株	
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥、マイナスの場合は0)	⑦ 7,688,659	千円		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪ 10,562	円	
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)	⑧ 3,229,236	千円		同族株主等の議決権割合が50%以下の 場合 (⑪×	⑫ -	円	

(注) 1 資産及び負債は、P4の直前期末における各資産及び各負債に基づいた。
 2 資産の部の有価証券（相続税評価額）は次により算出した。
 ④4047円（被告別表1・第3表・29欄の金額）×198万9410株（直前期末におけるP4の所有するP3株式の数）+8万1204円（P6の出資の1口当たりの価額、被告別表2・第6表・⑤欄の金額）×2万3995株（課税時期におけるP4の所有するP6の出資数）+12億1806万0637円（直前期末においてP4の所有する上場株式の価額）
 3 負債の部の短期借入金は、次により算出した。
 29億3000万円（直前期末における金額）+9億4144万3000円（3万9235円（本件P6出資の譲受価格）×2万3995口）
 4 負債の部の未払法人税等は、次により算出した。
 3936万6500円（直前期末における金額）+4億2268万7281円（19億4784万2115円（（8万1177円（本件P6出資の1口当たりの法人税の税務計算上の価額）×2万3995口）-9億4144万3825円（3万9235円（本件P6出資の譲受価格）×2万3995口）×42%）
 5 負債の部の未払配当金は、直前期末から本件各譲渡時までに支払いが確定した配当金の金額を計上した。

被告別表 5

第 5 表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額	1株当たりの純資産価額	1株当たりの純資産価額の80相当額(第4表の⑫の記載がある場合その金額)
		(第2表の⑳、㉑又は㉒の金額)	(第4表の⑪の金額)	
①		円	円	円
1,738			10,562	
株式の区分		1株当たりの価額の算定方法等		1株当たりの価額
1株当たりの価額の計算	比準要素数1の会社の株式	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額 ①の金額 (円×0.25) + (②の金額(③の金額があるときは③の金額) 円×0.75) =		円
	株式保有特定会社の株式	(第7表㉓の金額)		⑤ 10,562 円
	土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))		⑥ 円
	開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))		⑦ 円
	開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)		⑧ 円
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、)	1株当たりの配当金額 円	修正後の株式の価額 ⑨ 円
	課税時期において新株引受権、株式の引受けによる権利又は新株無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は)	新株1株当たり 円× 1株当たりの新株式の割当数 (株) ÷ (1株+ 株)	修正後の株式の価額 ⑩ 円
1株当たりの資本金の額、発行済株式数等		直前期末の資本金額 千円	直前期末の発行済株式数 株	1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪÷50円) 株
直前の期末当金以前額2年	事業年度	⑬ 年配当金額 千円	⑭ 左のうち非経常的な配当金額 千円	⑮ 差引経常的な年配当金額 (⑬-⑭) 千円
	直前期	千円	千円	⑯ (⑮+⑰)÷2 千円
	直前々期	千円	千円	千円
1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑯) 千円 ÷ ⑲の株式数 株 =		⑳ 円	この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭
配当還元価額	㉑の金額 円	㉒の金額 円	㉓ 円	㉔の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には
株式に関する権利の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)		㉕ 円 銭
	新株引受権(新株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉑)の金額 新株式1株当たりの払込金額 円		㉖ 円
	株式の引受けによる権利(新株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉑)の金額(課税時期後にその株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉗ 円
	新株無償交付期待権(新株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉑)の金額		㉘ 円
				株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通) 円
				株式の評価額 円
				株式に関する権利の評価額 (円 銭)

被告別表 5

第 6 表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書

1	受取配当金收受 割合の計算	事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)	受取配当金收受割合 (④÷(④+⑤)) ※小数点以下3位未満切り捨て						
		受取配当金額	千円 20,133	千円 19,297	千円 ④ 39,430							
		営業利益の金額	千円 120,795	千円 126,651	千円 ⑤ 247,446							
S	⑥-⑧の金額	1株(50円)当たりの年 配当金額(第2表の⑥)		受取配当金收受割合 (④)		⑥ の金額 (③×④)	⑧-⑥の金額 (③-④)					
		③	円 銭 50 0		④	円 銭 6 8 0	⑤	円 銭 43 2 0				
の	⑨-⑩の金額	1株(50円)当たりの年 利益金額(第2表の⑨)		0.137		⑦ の金額 (⑥×④)	⑩-⑦の金額 (⑥-⑦)					
		⑥	円 100		⑦	円 13	⑧	円 87				
金	⑪-⑫の金額	(イ) 1株(50円)当たりの純 資産価額(第2表の⑩)	直前期末の株式及び出 資の帳簿価額の合計額		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		(イ) の金額 (⑩×(⑪÷⑫))					
		⑩	円 2,816	千円 ⑪ 3,296,117	千円 ⑫ 5,462,914	⑬	円 ⑭ 1,699					
額	⑬-⑭の金額	(ロ) 利益積立金額 (第2表の⑬の「直前期」欄の金額)	1株当たりの資本金額を50円 とした場合の発行済株式数 (第2表の⑭の株式数)		受取配当金收受割合 (④)		(ロ) の金額 (⑬÷⑭)×④					
		⑬	千円 1,654,796	株 ⑭ 600,000		0.137	⑮	円 377				
⑯の金額(⑫+⑬)			⑯-⑭の金額(⑩-⑭)			(注) 1 ⑮の割合は、1を上限とします。 2 ⑯の金額は、⑩の金額(⑨の金額)を上限とし ます。						
⑰			⑰			⑰ 2,076 円 740 円						
1株(50円)当たりの株 価の修正 計算	類似業種の 標準価額の 計算	類似業種と 業種目番号	不動産賃貸業 (No. 99)			区 分	1株(50円)当 たりの年配 当金額	1株(50円)当 たりの年利 益金額	1株(50円)当 たりの純資 産価額	1株(50円)当 たりの比 準価額		
		課税時期の 属する月	3月	①	1015 円		評 価 社	(⑤) 43 2 0	(⑧) 87	(⑰) 740	⑱ ※ ⑱ × 又は × 0.7 ⑲ ※ (中会社は0.6 小会社は0.5)	
		課税時期の 属する月の前 月	2月	②	956 円		類 似 種	B 6 9 0	C 35	D 392		
		課税時期の 属する月の前々 月	1月	⑬	918 円		要 素 別 比 準 割 合	(⑤) B 6 . 26	(⑧) C 2 . 48	(⑰) D 1 . 88		
		前年平均株 価	⑦	852 円	比 準 割 合 の 計 算		(⑤) B	(⑧) C	(⑰) D	⑲		
	A(①、②、⑬及び⑦の うち最も低いもの)	⑱	852 円	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲ 円 銭 1,589 8 0			
	標準価額の 修正 計算	類似業種の 標準価額の 計算	類似業種と 業種目番号	不動産業 (No. 98)			区 分	1株(50円)当 たりの年配 当金額	1株(50円)当 たりの年利 益金額	1株(50円)当 たりの純資 産価額	1株(50円)当 たりの比 準価額	
			課税時期の 属する月	3月	⑲	800 円		評 価 社	(⑤) 43 2 0	(⑧) 87	(⑰) 740	⑳ ※ ⑳ × 又は × 0.7 ⑳ ※ (中会社は0.6 小会社は0.5)
			課税時期の 属する月の前 月	2月	㉑	750 円		類 似 種	B 6 0 0	C 49	D 314	
			課税時期の 属する月の前々 月	1月	㉒	725 円		要 素 別 比 準 割 合	(⑤) B 7 . 20	(⑧) C 1 . 77	(⑰) D 1 . 88	
前年平均株 価			㉓	690 円	比 準 割 合 の 計 算	(⑤) B		(⑧) C	(⑰) D	㉔		
A(①、②、⑬及び⑦の うち最も低いもの)	㉕	690 円	㉕	㉕	㉕	㉕	㉕	㉕ 円 銭 1,188 1 0				
1株当たりの標準価額		標準価額(㉑)と㉒ とのいずれか低い方)			1,188 円 1 0 銭 ×		第2表の⑨の金額 50 円 50円		㉖ 1,188 円			
比 準 価 額 の 修 正 計 算	直前期末の翌日から課税 時期までの間に配当金交付 の	標準価額(㉑)			1株当たりの 配当金額			修正標準価額				
	直前期末の翌日から課税 時期までの間に新株式発行 の	標準価額(㉑) (㉑があるときは㉒)			新株式1株当 たりの払込金額			修正標準価額				
		1,188 円 -			50 円 0 銭			1,138 円				
		(円 +			円 銭 ×			(株) ÷ (1株 + 株)				

被告別表5

第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書

S ₁ の金額	相統税評価額による純資産価額 (第4表の⑤の金額)		課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額 (第4表の④の金額)		差引 (①-②)		
	①	千円 9,566,942	②	千円 11,217,692	③	千円 0	
	帳簿価額による純資産価額 (第4表の⑥の金額)		株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第4表の⑩+⑪-⑫)の金額(注)		差引 (④-⑤)		
	④	千円 1,878,283	⑤	千円 5,243,959	⑥	千円 0	
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相統税評価額) (③-⑧)		
	⑦	千円 0	⑧	千円 0	⑨	千円 0	
	課税時期現在の発行済株式数 (第4表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額(相統税評価額)(⑨÷⑩)		(注)第4表の⑩及び⑪の金額に株式及び出資以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。		
	⑩	株 600,000	⑪	円 0			
	1株当たりのS ₁ の金額の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第6表の⑬、⑭又は⑮の金額)	修正後の1株当たりの純資産価額 (相統税評価額) (⑩の金額)			
			⑫	円 1,138	⑬		
(続)	区分	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法				1株当たりのS ₁ の金額	
	1株当たりのS ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑭の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円				⑭ 円	
	上記のS ₁ の金額以外	⑮の金額と⑬の金額とのいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑮の金額)				⑮ 円	
	会社のS ₁ の金額	⑮と⑬とのいずれか低い方の金額 Lの割合 ⑬の金額 Lの割合 [0 円×0.6] + [0 円×(1-0.6)]				⑯ 0 円	
2の金額	課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額 (相統税評価額) (第4表の④の金額)		株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第4表の⑩+⑪-⑫)の金額(注)		⑯の評価差額に対する法人税額等相当額 (⑯×42%)		
S ₂ の金額	⑯	千円 11,217,692	⑰	千円 5,243,959	⑱	千円 5,973,733	
S ₂ の金額	S ₂ の純資産価額相当額 (⑱-⑲)		課税時期現在の発行済株式数		S ₁ の金額 (⑲÷⑳)		
	⑲	千円 8,708,725	⑳	株 600,000	㉑	円 14,514	
3.株式保有特定会社の株式の価額		1株当たりの純資産価額(第4表の⑩の金額(第4表の⑮の金額があるときはその金額))		S ₁ の金額とS ₁ の金額との合計額 (⑭、⑮、⑯又は⑰)+⑱		株式保有特定会社の株式の価額 (⑳と㉑とのいずれか低い方の金額)	
		㉒	円 10,562	㉓	円 14,514	㉔	円 10,562

被告別表6 本件P6出資の価額（本件出資贈与時の価額）

第1表 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（平成十五年一月一日以降用）

整理番号					
会社名	(電話) P6		本店所在地	東京都中央区γ×-8	
代表者氏名	原告P1		事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種目号
課税時期	平成17年5月9日			不動産賃貸	99
直前期	自平成16年1月1日 至平成16年12月31日				100%
1. 株主及び評価方式の判定					
判定要素(課税時期現在)の株式等所有状況	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	①株式数(株式の種類)	②議決権数
		納税義務者		株	個
	P4			23,995	23,995
	P3			24,000	0
	原告P1		代表取締役	5	5
	P11(株)			4,000	4,000
	P12(株)			4,000	4,000
	P13(株)			4,000	4,000
	P14(株)			4,000	4,000
	P15(株)			4,000	4,000
	P16(株)			4,000	4,000
	P17(株)			4,000	4,000
	P18(株)			4,000	4,000
	P19(株)			4,000	4,000
	P20(株)			4,000	4,000
	P21(株)			4,000	4,000
	P22(株)			4,000	4,000
	P23(株)			4,000	4,000
	自己株式				
	納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数			②	⑤
	筆頭株主グループの議決権の合計数			③	⑥
	評価会社の発行済株式又は議決権の総数			①	④
				76,000	100%
判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。	
区分				筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合)	
				株主の区分	
				50%超の場合	30%以上50%以下の場合
				50%超	30%以上
				50%未満	30%未満
				30%未満の場合	15%以上
				15%以上	15%未満
				同族株主等	
				同族株主等以外の株主(配当還元方式)	
				同族株主等(原則的評価方式等)	
				同族株主等以外の株主(配当還元方式)	
				「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(③の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。	
2. 少数株式所有者の評価方式の判定					
判定		項目	判定内容		
		氏名			
		役員	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⑥へ)		
		納税義務者が中心となる同族株主	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⑦へ)		
		納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式) ・がいない(原則的評価方式等) (氏名)		
判定		原則的評価方式等 ・ 配当還元方式			

(平成十五年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

3. 会社の規模 (Lの割合) の判定									
判 定 要 素	項 目	金 額		項 目	人 数				
判 定 要 素	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	400,581 千円		直前期末以前1年間 における従業員数	2 人				
	直前期末以前1年間 の取引金額	47,946 千円			[従業員数の内訳] [継続勤務従業員数] [継続勤務従業員以外の従業員 の労働時間の合計時間数] () 時間 () 人 + 1,800時間				
判 定 基 準	① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			100人以上の会社は、大会社(㊸)及び㊹は不要)					
	② 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			③ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分					
判 定 基 準	総 資 産 価 額 (帳 簿 価 額)			取 引 金 額			会社規模とLの 割合(中会社) の区分		
	卸 売 業	小 売 ・ サ ー ビ ス 業	卸 売 業 、 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 以 外	従 業 員 数	卸 売 業	小 売 ・ サ ー ビ ス 業		卸 売 業 、 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 以 外	
	20億円以上	10億円以上	10億円以上	50 人 超	80億円以上	20億円以上		20億円以上	大 会 社
	14億円以上	7億円以上	7億円以上	50 人 超	50億円以上	12億円以上		14億円以上	0.90
	20億円未満	10億円未満	10億円未満		80億円未満	20億円未満		20億円未満	
	7億円以上	4億円以上	4億円以上	30 人 超	25億円以上	6億円以上		7億円以上	0.75
	14億円未満	7億円未満	7億円未満	50 人 以 下	50億円未満	12億円未満		14億円未満	
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5 人 超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60		
7億円未満	4億円未満	4億円未満	30 人 以 下	25億円未満	6億円未満	7億円未満			
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5 人 以 下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小 会 社	
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、②欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と③欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。									
判 定	中 会 社			小 会 社					
	L の 割 合								
	0.90	0.75	0.60						
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項									

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成十五年一月一日以降用)

		判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当) <input type="radio"/> でない(非該当) <input type="radio"/>	
		(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素					
1. 比準要素数1の会社	第4表の(B)の金額	第4表の(C)の金額	第4表の(D)の金額	第4表の(B)の金額	第4表の(C)の金額	第4表の(D)の金額	判定	該 当	<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>	
	円 銭	円	円	円 銭	円	円				
	2 5 0	12	148	2 5 0	12	139				
2. 株式保有特定会社	判 定 要 素									
	総資産価額(第5表の①の金額)			株式及び出資の価額の合計額(第5表の④の金額)		株式保有割合(②/①)	会社の規模の判定(該当する文字を○で囲んで表示します。)			
	① 千円			② 千円		③ %	大会社・中会社・ <input type="radio"/> 小会社 <input type="radio"/>			
	8,083,958			7,082,250		87				
	判定基準		会社の規模		大会社		中会社		<input type="radio"/> 小会社 <input type="radio"/>	
		③の割合		25%以上	25%未満	50%以上	50%未満	<input type="radio"/> 50%以上 <input type="radio"/> 50%未満		
判定		該 当		非 該 当		該 当		非 該 当		
		<input type="radio"/> 該 当 <input type="radio"/> 非 該 当		<input type="radio"/> 該 当 <input type="radio"/> 非 該 当		<input type="radio"/> 該 当 <input type="radio"/> 非 該 当		<input type="radio"/> 該 当 <input type="radio"/> 非 該 当		
3. 土地保有特定会社	判 定 要 素									
	総資産価額(第5表の①の金額)			土地等の価額の合計額(第5表の②の金額)		土地保有割合(⑤/④)	会社の規模の判定(該当する文字を○で囲んで表示します。)			
	④ 千円			⑤ 千円		⑥ %	大会社・中会社・ <input type="radio"/> 小会社 <input type="radio"/>			
	8,083,958			46,219		0				
	判定基準		会社の規模		大会社		中会社		<input type="radio"/> 小会社 <input type="radio"/>	
		⑥の割合		70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	
判定		該 当		非 該 当		該 当		非 該 当		
		<input type="radio"/> 該 当 <input type="radio"/> 非 該 当		<input type="radio"/> 該 当 <input type="radio"/> 非 該 当		<input type="radio"/> 該 当 <input type="radio"/> 非 該 当		<input type="radio"/> 該 当 <input type="radio"/> 非 該 当		
4. 開業後3年未満の会社等	(1) 開業後3年未満の会社		判定要素		判定基準		課税時期において開業後3年未満である		課税時期において開業後3年未満でない	
	開業年月日		平成 2 年 6 月 8 日		判定		該 当		<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>	
(2) 比準要素数0の会社		直前期末を基とした判定要素				判定基準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当) <input type="radio"/> でない(非該当) <input type="radio"/>			
		第4表の(B)の金額	第4表の(C)の金額	第4表の(D)の金額	判定	該 当		<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>		
		円 銭	円	円	判定	該 当		<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>		
		2 5 0	12	148	判定	該 当		<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>		
5. 開業前又は休業中の会社		開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社		判 定		
		該 当	<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>	該 当	<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>			該 当	<input type="radio"/> 非 該 当 <input type="radio"/>	
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数1の会社	② 株式保有特定会社	3. 土地保有特定会社	4. 開業後3年未満の会社等	5. 開業前又は休業中の会社	6. 清算中の会社			
		[該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。]								

被告別表 6

第 4 表 類似業種比準価額等の計算明細書

1. 1株当たりの資本金		直前期末の資本金額		直前期末の発行済株式数		1株当たりの資本金の額 (①÷②)		1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)		
の額等の計算		①	千円	②	株	③	円	④	株	
		100,000		100,000		1,000		2,000,000		
2. 比準要素等	1株50円当たりの年配当金額	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額		
		事業年度	⑤ 年配当金額	⑥ 左のうち非経常的な配当金額	⑦ 差引経常的な年配当金額(⑤-⑥)	年平均配当金額		$\frac{⑧}{④}$	⑩ 円	銭
		直前期	5,000		① 5,000	⑧(⑦+②)÷2		$\frac{⑨}{④}$	⑪ 円	銭
		直前々期	5,000		② 5,000	5,000			⑫ 円	銭
		直前々期の前期	5,000		③ 5,000	⑨(②+③)÷2			1株(50円)当たりの年配当金額(⑩)の金額	
		直前期末以前2(3)年間の利益金額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額		
事業年度	⑩ 法人税の課税所得金額	⑪ 左のうち非経常的な利益金額	⑫ 受取配当等の益金不算入額	⑬ 左の所得税額	⑭ 損金算入した繰越欠損金の控除額	⑮ 差引利益金額(⑩-⑪+⑫-⑬+⑭)	$\frac{⑯}{④}$ 又は $\frac{⑰+⑱}{④}$	⑲ 円	銭	
直前期	18,310		9,822	2,000		⑰ 26,132	$\frac{⑳}{④}$ 又は $\frac{㉑+㉒}{④}$	㉓ 円	銭	
直前々期	17,203		9,723	2,000		㉔ 24,926		㉕ 円	銭	
直前々期の前期	15,523		10,000	2,000		㉖ 23,523		1株(50円)当たりの年利益金額(㉗)の金額		
		直前期末(直前々期末)の純資産価額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額		
事業年度	⑯ 資本金額	⑰ 資本積立金額	⑱ 利益積立金額	⑲ 純資産価額(⑯+⑰+⑱)		$\frac{㉘}{④}$	⑳ 円	銭		
直前期	100,000		196,883	㉙ 296,883		$\frac{㉚}{④}$	㉛ 円	銭		
直前々期	100,000		179,623	㉜ 279,623			1株(50円)当たりの純資産価額(㉝)の金額			
		1株(50円)当たりの純資産価額						㉞ 148 円		
		1株(50円)当たりの純資産価額						㉟ 139 円		
		1株(50円)当たりの純資産価額						㊱ 148 円		
3. 類似業種比準価額の計算	1株(50円)当たりの株価	類似業種と業種目番号		不動産賃貸業 (No. 99)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
		類	課税時期の属する月	5月	① 955 円	評	⑧ 円	⑨ 銭	⑩ 円	⑪ 円
		似	課税時期の属する月の前月	4月	② 987 円	価	2	50	12	148
		業	課税時期の属する月の前々月	3月	③ 1015 円	社	6	90	35	392
		種	前年平均株価	④ 852 円	割	⑫ 0.36	⑬ 0.34	⑭ 0.37	⑮ ※ ⑯ ×又は×0.7 ⑰ ※ (中会社は0.6 小会社は0.5)	
	の	A(①、②、③及び④のうち最も低いもの)	⑥ 852 円	計	$\frac{⑧+⑨}{⑫} \times 3 + \frac{⑩}{⑬}$		⑱ 0.35	$\frac{⑩+⑪}{⑭}$	⑲ 149 円	⑳ 銭
	株			算	⑳ >0の場合㉑ ㉒=0の場合㉓		㉔ 5	㉕ 3	㉖ 10	
	比	類似業種と業種目番号		不動産業 (No. 98)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
	準	類	課税時期の属する月	5月	㉗ 812 円	評	⑳ 円	㉘ 銭	㉙ 円	㉚ 円
	価	似	課税時期の属する月の前月	4月	㉛ 802 円	価	2	50	12	148
額	業	課税時期の属する月の前々月	3月	㉜ 800 円	社	6	00	49	314	
の	種	前年平均株価	㉝ 690 円	割	㉞ 0.41	㉟ 0.24	㊱ 0.47	㊲ ※ ㊳ ×又は×0.7 ㊴ ※ (中会社は0.6 小会社は0.5)		
計	の	A(㉗、㉘、㉙及び㉚のうち最も低いもの)	㉞ 690 円	計	$\frac{㉘+㉙}{㉞} \times 3 + \frac{㉚}{㉟}$		㊵ 0.32	$\frac{㉚+㉛}{㊱}$	㊶ 110 円	㊷ 銭
算	株			算	㊸ >0の場合㊹ ㊺=0の場合㊻		㊼ 5	㊽ 3	㊾ 40	
1株当たりの比準価額		比準価額(㉞と㉞とのいずれか低い方)		110 円 4 0銭		③の金額 1,000 円		㉞ 2,208 円		
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額(㉞)		1株当たりの配当金額		修正比準価額		㉞ 2,158 円		
	直前期末の翌日から課税時期までの間に新株式発行の効力が発生した場合	比準価額(㉞)(㉞があるときは㉞)		新株式1株当たりの払込金額		1株当たりの新株式の割当数		1株当たりの新株式の割当数又は交付数		
		(円+ 円 銭× 株)÷(1株+ 株)						㉞ 円		

(注) ㉞の金額の計算における1株当たりの配当金額(50円)は、次のとおり算出した。
500万円(㉞の直前期末の年配当額)÷10万株(㉞の直前期末の発行済株式数)

被告別表 6

第5表 1株当たり純資産価額（相続税評価額）の計算明細書

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）							
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	899,573	899,573		未払金	606	606	
建物	54,751	68,597		預り金	1,964	1,964	
器具備品	1,165	1,165		未払法人税等	368,115	368,115	
土地	46,219	251,995		借入金	3,995	3,995	
投資有価証券	7,082,250	43,750		長期借入金	90,000	90,000	
合 計	① 8,083,958	② 1,265,080		合 計	③ 464,680	④ 464,680	
株式及び出資の価額の合計額	⑦ 7,082,250	⑧ 43,750		/			
土地等の価額の合計額	⑨ 46,219						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	⑩ 7,183,220	⑪ 364,342					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤ 7,619,278	千円		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨ 7,619,278	千円	
帳簿価額による純資産価額 (②+⑩-⑪)	⑥ 7,619,278	千円		課税時期現在の発行済株式数	⑩ 100,000	株	
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥)	⑦ 0	千円		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪ 76,192	円	
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)	⑧ 0	千円		同族株主等の議決権割合が50%以下の場合 合 (⑪×80%)	⑫	円	

(注) 資産及び負債は、P6の直前期末における各資産及び各負債に次のとおり修正を行った。

- 現金預金
2882万3555円（直前期末における帳簿価額）+ 8億7575万円（@3503円×25万株、直前期末から課税時期までの間に
おけるP3株式25万株の売却価額）
- 投資有価証券（相続税評価額）
@4047円（被告別表1・第3表・29欄の金額）×175万株（上記による売却後のP3株式の数）
- 投資有価証券（帳簿価額）
5000万円（直前期末における帳簿価額）- 625万円（@25円×25万株、上記による売却したP3株式25万株の帳簿価額）
- 未払法人税等
292万5300円（直前期末における帳簿価額）+ 3億6519万円（8億6950万円（8億7575万円-625万円、上記による
P3株式25万株の売却による譲渡益）×42%）

第 6 表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

1 株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の⑳㉑又は㉒の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉓の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の㉔の記載がある場合のその金額)			
	① 円	② 円	③ 円			
	2,158	76,192				
1株当たりの純資産価額方式等による価額の計算	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等		1株当たりの価額		
	1株当たりの純資産価額方式等による価額の計算	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①の金額 (円×0.25)+(円×0.75)= 円		④ 円		
	株式保有特定会社の株式	(第8表の㉕の金額)		⑤ 74,241 円		
	土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))		⑥ 円		
	開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))		⑦ 円		
	開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)		⑧ 円		
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥) 円-	1株当たりの配当金額 円 銭	修正後の株式の価額 ⑨ 円		
	課税時期において新株引受権、株式の引受けによる権利又は新株無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧) 円+	新株1株当たりの払込金額 円× 株)÷(1株+ 株)	修正後の株式の価額 ⑩ 円		
2 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金の額、発行済株式数等	直前期末の資本金額 ⑪ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑫ 株	1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪÷50円) ⑬ 株	1株当たりの資本金の額 (⑪÷⑬) 円	
	直前配当金	⑭ 年配当金額 千円	⑮ 左のうち非経常的な配当金額 千円	⑯ 差引経常的な年配当金額 (⑭-⑮) 千円	年平均配当金額 ⑰ (⑭+⑯)÷2 千円	
	直前々期	千円	千円	千円		
	1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑰) ⑱の株式数 ⑲ 千円 ÷ 株 = 円 銭		この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。		
	配当還元価額	⑲の金額 円 銭	⑳の金額 円	㉑ 円	㉒の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。	
		10% × 50円 =		円		
3 株式に関する権利の価額 (1及び2に共通)	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき 所得税相当額 (円 銭)-(円 銭)		㉓ 円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	
	新株引受権 (新株1株当たりの価額)	⑳(配当還元方式の場合は㉑)の金額 新株1株当たりの 払込金額 円-		㉔ 円		
	株式の引受けによる権利 (新株1株当たりの価額)	㉒(配当還元方式の場合は㉑)の金額(課税時期 後にその株式の引受けにつき払い込むべき金額が あるときは、その金額を控除した金額)		㉕ 円		
	新株無償交付期待権 (新株1株当たりの価額)	㉒(配当還元方式の場合は㉑)の金額		㉖ 円		
					株式の評価額 円 銭	
					株式に関する権利の評価額 (円 銭)	

被告別表 6

第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書

1.	事業年度		① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)		受取配当金收受割合 (②÷(①+②)) ※小数点以下3位未満切り捨て					
	受取配当金額		10,000	10,000	① 20,000		②					
	営業利益の金額		21,018	19,697	② 40,715		0.329					
S.	③-④の金額		受取配当金收受割合 (②)		⑤ の金額 (③×②)		⑥ - ④ の金額 (③-④)					
	③ 円 銭 2 5 0		0.329		④ 円 銭 0 8 0		⑤ 円 銭 1 7 0					
の	⑥-⑦の金額		1株(50円)当たりの年 配当金額(第4表の⑥)		③ の金額 (⑥×②)		⑧ - ⑦ の金額 (⑥-⑦)					
	⑥ 円 12				⑦ 円 3		⑧ 円 9					
金	(イ) の金額	1株(50円)当たりの純 資産価額(第4表の⑩)		直前期末の株式及び出 資の帳簿価額の合計額		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		(イ) の金額 (⑩×(⑪÷⑫))				
		⑩ 円 148		⑪ 千円 50,000		⑫ 千円 400,581		⑬ 円 18				
	(ロ) の金額	1株(50円)当たりの年 利益金額(第4表の⑭)		1株当たりの資本金額を50円 とした場合の発行済株式数 (第4表の⑮の株式数)		受取配当金收受割合 (②)		(ロ) の金額 (⑭÷⑮)×②				
		⑭ 千円 196,883		⑮ 株 2,000,000		0.329		⑯ 円 32				
⑰の金額(⑬+⑯)		⑰の金額(⑬+⑯)		⑰の金額(⑬+⑯)		⑰の金額(⑬+⑯)		(注) 1 ②の割合は、1を上限とします。 2 ⑯の金額は、⑰の金額(⑬の金額)を上限と します。				
⑰ 円 50		⑰ 円 98		⑰ 円 98		⑰ 円 98						
(類 似 業 種 の 比 準 価 額 の 修 正 計 算)	類似業種と業種目番号		不動産賃貸業 (No.99)			区分		1株(50円)当 たりの年配 当金額	1株(50円)当 たりの年利 益金額	1株(50円)当 たりの純資 産価額	1株(50円)当 たりの比 準価額	
	1株(50円)当 たりの株 価	課税時期の 属する月	5月	⑰	955	比 準 割 合 の 計 算	評 価 社	⑰ 円 銭 1 7 0	⑱ 円 9	⑲ 円 98	⑳ ※ ㉑ ×又は×0.7 ㉒ ※ 中会社は0.6 小会社は0.5	
		課税時期の 属する月の 前々月	4月	㉓	987		類 似 業 種	B 円 銭 6 9 0	C 円 35	D 円 392		
		課税時期の 属する月の 前々々月	3月	㉔	1,015		要 素 別 比 準 割 合	⑰ B 0.24	⑱ C 0.25	⑲ D 0.25		
		前年平均株 価		㉕	852		比 準 割 合	⑰ B 0.24	⑱ C 0.25	⑲ D 0.25		⑳ 円 銭 102 2 0
		A(⑰、㉓、㉔及び㉕の うち最も低いもの)		㉖	852		⑳ B 0.24	㉑ C 0.25	㉒ D 0.25	㉓ 円 銭 102 2 0		
	類似業種と業種目番号		不動産業 (No.98)			区分		1株(50円)当 たりの年配 当金額	1株(50円)当 たりの年利 益金額	1株(50円)当 たりの純資 産価額	1株(50円)当 たりの比 準価額	
	1株(50円)当 たりの株 価	課税時期の 属する月	5月	㉗	812	比 準 割 合 の 計 算	評 価 社	⑰ 円 銭 1 7 0	⑱ 円 9	⑲ 円 98	㉔ ※ ㉕ ×又は×0.7 ㉖ ※ 中会社は0.6 小会社は0.5	
		課税時期の 属する月の 前々月	4月	㉘	802		類 似 業 種	B 円 銭 6 0 0	C 円 49	D 円 314		
		課税時期の 属する月の 前々々月	3月	㉙	800		要 素 別 比 準 割 合	⑰ B 0.28	⑱ C 0.18	⑲ D 0.31		
前年平均株 価			㉚	690	比 準 割 合		⑰ B 0.28	⑱ C 0.18	⑲ D 0.31	㉓ 円 銭 75 9 0		
A(⑰、㉘、㉙及び㉚の うち最も低いもの)			㉛	690	⑳ B 0.28		㉑ C 0.18	㉒ D 0.31	㉓ 円 銭 75 9 0			
1株当たりの比準価額		比準価額(㉛)と㉜ とのいずれか低い方)			75円90銭 ×		第4表の⑮の金額 1,000円 50円		㉜ 1,518円			
比 準 価 額 の 修 正 計 算	直前期末の翌日から課税時 期までの間に配当金交付の 効力が発生した場合		比準価額(㉜)			1株当たりの 配当金額			修正比準価額			
			1,518円 -			50円 0銭			㉜ 1,468円			
直前期末の翌日から課税時 期までの間に新株式発行の 効力が発生した場合		比準価額(㉜) (㉜があるときは㉜)			新株式1株当 たりの払込金額			1株当たりの新 株式の割当数 又は交付数		修正比準価額		
		(円+ 円 銭× 株) ÷ (1株+ 株)						㉜ 円				

(注) ㉜の金額の計算における1株当たりの配当金額(50円)は、次のとおり算出した。
500万円(第4表の⑥欄の直前期の年配当額) ÷ 10万株(第4表の②欄の直前期末の発行済株式数)

第 8 表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書 (続)

1 S の 金 額 (続)	相統税評価額による純資産価額 (第 5 表の⑤の金額)		課税時期現在の株式及び出資の価 額の合計額 (第 5 表の④の金額)		差 引 (①-②)	
	①	千円 7,619,278	②	千円 7,082,250	③ 千円 537,028	
	帳簿価額による純資産価額 (第 5 表の⑥の金額)		株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第 5 表の④+ (⑤-⑥) の金額)(注)		差 引 (④-⑤)	
	④	千円 7,619,278	⑤	千円 7,082,250	⑥ 千円 537,028	
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相統税評価額) (③-⑧)	
	⑦	千円 0	⑧	千円 0	⑨ 千円 537,028	
	課税時期現在の発行済株式数 (第 5 表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の 1 株当たりの 純資産価額(相統税評価額)(⑨÷⑩)		(注) 第 5 表の④及び⑤の金額に株 式及び出資以外の資産に係る金 額が含まれている場合には、そ の金額を除いて計算します。	
	⑩	株 100,000	⑪	円 5,370		
	1 株当たりの S ₁ の金額 の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第 7 表の ⑫、⑬又は ⑭の金額)	修正後の 1 株当たりの純資産価額 (相統税評価額) (⑪の金額)		
			⑫	円 1,468	⑬	円 5,370
区 分	1 株当たりの S ₁ の金額の算定方法				1 株当たりの S ₁ の金額	
1 株 当 た り の S ₁ の 金 額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑭の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円				⑬ 円	
上 記 の S ₁ の 金 額	⑭の金額と⑬の金額とのいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑭の金額)				⑮ 円	
以 外 の S ₁ の 金 額	⑮と⑬とのいずれか L の割合 ⑬の金額 L の割合 [円×0.] + [円×(1-0.)]				⑯ 円	
会 社 の S ₁ の 金 額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑭の金額 (1,468 円×0.50) + (5,370 円×0.50) = 3,419 円				⑰ 円 3,419	
2 S ₂ の 金 額	課税時期現在の株式及 び出資の価額の合計額 (相統税評価額) (第 5 表の④の金額)		株式及び出資の帳簿価額の 合計額 (第 5 表の④+ (⑤-⑥) の金額)(注)		株式及び出資に係る評価 差額に相当する金額 (⑱-⑲)	
	⑱	千円 7,082,250	⑲	千円 7,082,250	⑳	千円 0
	S ₂ の純資産価額相当額 (⑱-㉑)		課税時期現在の発行済 株式数		S ₂ の金額 (㉒÷㉓)	(注) 第 5 表の④及び⑤の金 額に株式及び出資以外の資 産に係る金額が含まれて いる場合には、その金額を除 いて計算します。
⑳	千円 7,082,250	㉓	株 100,000	㉒	円 70,822	
3. 株式保有特定会社 の株式の価額	1 株当たりの純資産価額 (第 5 表の ⑪の金額 (第 5 表の⑫の金額がある ときはその金額))		S ₁ の金額と S ₂ の金額との合計額 ((⑬、⑮、⑯又は⑰) + ㉒)		株式保有特定会社の株式の価額 (㉔と㉕とのいずれか低い方の金額)	
	㉔	円 76,192	㉕	円 74,241	㉖ 円 74,241	

被告別表7 本件合名出資の本件出資贈与時の価額

第1表 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

(平成十五年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	会社名	(電話) P4		本店の所在地	東京都中央区β×-1		
	代表者氏名	原告P1		事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種番号	取引金額の構成比
	課税時期	平成17年5月9日			不動産賃貸	99	71%
	直前期	自平成16年1月1日 至平成16年12月31日			その他不動産	101	29
1. 株主及び評価方式の判定					納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。		
判定要素(課税時期現在)の株式等所有状況	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	②株式数(株式の種類)株	③議決権数個	④議決権割合(③/④)%	区分 筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合) 株主の区分
	原告P2	納税義務者		260,000	260,000	43.33	
	原告P1			140,000	140,000	23.33	⑤の割合 50%超 30%以上 15%以上 同族株主等
	P10			200,000	200,000	33.33	50%未満 30%未満 15%未満 同族株主等以外の株主
					「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(④の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。		
2. 少数株式所有者の評価方式の判定							
					項目	判定内容	
					氏名		
					Ⓜ役員	である(原則的評価方式等)・でない(次のⓂへ)	
					Ⓜ納税義務者が中心的な同族株主	である(原則的評価方式等)・でない(次のⓂへ)	
					Ⓜ納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式)・がない(原則的評価方式等)(氏名)	
					判定	原則的評価方式等・配当還元方式	
自己株式				/			
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				②	③	④	(②/④)%
				400,000	400,000	66.66	(③/④)%
筆頭株主グループの議決権の合計数				③	④	66.66	(③/④)%
				400,000	600,000	66.66	
評価会社の発行済株式又は議決権の総数				①	④	100%	
				600,000		100%	

(平成十五年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

3. 会社の規模 (Lの割合) の判定								
判 定 要 素	項 目	金 額		項 目	人 数			
判 定 要 素	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	千円 5,462,917		直前期末以前1年間に おける従業員数	4 人			
	直前期末以前1年間の 取引金額	千円 246,026			[従業員数の内訳] [継続勤務従業員数] [継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数] () + _____ 時間 1,800時間			
判 定 基 準	① 直前期末以前1年間に おける従業員数に応ずる区分				100人以上の会社は、 ②及び③は不要			
					100人未満の会社は、 ②及び③により判定			
判 定 基 準	② 直前期末の総資産価額(帳簿価額) 及び直前期末以前1年 間における従業員数に応ずる区分				④ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる 区分			会社規模とLの 割合(中会社) の区分
	総資産価額(帳簿価額)		従業員数		取引金額			
判 定 基 準	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	従業員数	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	大 会 社
	20億円以上	10億円以上	10億円以上	50 人 超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	
判 定 基 準	14億円以上	7億円以上	7億円以上	50 人 超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	0.90
	20億円未満	10億円未満	10億円未満		80億円未満	20億円未満	20億円未満	中 会 社
7億円以上	4億円以上	4億円以上	30 人 超	25億円以上	6億円以上	7億円以上	0.75	
判 定 基 準	14億円未満	7億円未満	7億円未満	50 人 以下	50億円未満	12億円未満	14億円未満	0.60
	7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5 人 超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	
判 定 基 準	7億円未満	4億円未満	4億円未満	30 人 以下	25億円未満	6億円未満	7億円未満	小 会 社
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5 人 以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、②欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と④欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。								
判 定 基 準	大 会 社		中 会 社		小 会 社			
	L の 割 合		L の 割 合					
		0.90	0.75	0.60				
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項								
直前期分の配当金3000万円の支払いが確定した日 平成17年2月18日								

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成十五年一月一日以降用)

判 定 要 素										判定 基準	判定								
(1)直前期末を基とした判定要素					(2)直前々期末を基とした判定要素						判定 基準								
第4表の(B)の金額	第4表の(C)の金額	第4表の(D)の金額	第4表の(B)の金額	第4表の(C)の金額	第4表の(D)の金額	第4表の(B)の金額	第4表の(C)の金額	第4表の(D)の金額	第4表の(D)の金額			該当	非該当						
1. 比準要素数1の会社											該当	非該当							
50	00	100	2,171	50	00	90	1,764												
判 定 要 素										判定 基準	判定								
総資産価額 (第5表の①の金額)			株式及び出資の価額の合計額 (第5表の④の金額)			株式保有割合 (②/①)		会社の規模の判定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)											
① 千円			② 千円			③ %		大会社・ <u>中会社</u> ・小会社											
15,905,652			12,050,625			75													
判定基準		会社の規模		大会社		<u>中会社</u>		小会社											
		③の割合		25%以上		25%未満		<u>50%以上</u>		50%未満		50%以上		50%未満					
判定		該当		非該当		<u>該当</u>		非該当		該当		非該当							
判 定 要 素										判定 基準	判定								
総資産価額 (第5表の①の金額)			土地等の価額の合計額 (第5表の⑤の金額)			土地保有割合 (⑥/④)		会社の規模の判定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)											
④ 千円			⑤ 千円			⑥ %		大会社・ <u>中会社</u> ・小会社											
15,905,652			2,952,516			18													
判定基準		会社の規模		大会社		<u>中会社</u>		小会社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)											
		⑥の割合		70%以上		70%未満		90%以上		<u>90%未満</u>		70%以上		70%未満		90%以上		90%未満	
判定		該当		非該当		該当		<u>非該当</u>		該当		非該当		該当		非該当			
判 定 要 素										判定 基準	判定								
(1) 開業後3年未満の会社			開業年月日			昭和		課税時期において開業後3年未満である			課税時期において開業後3年未満でない								
			11年11月30日					該当			<u>非該当</u>								
判 定 要 素										判定 基準	判定								
(2) 比準要素数0の会社					直前期末を基とした判定要素						直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当)		でない(非該当)						
判定要素		第4表の(B)の金額		第4表の(C)の金額		第4表の(D)の金額		判定			該当		<u>非該当</u>						
		50		00		100		2,171		該当		<u>非該当</u>							
判 定 要 素										判定 基準	判定								
5. 開業前又は休業中の会社				開業前の会社の判定				休業中の会社の判定				判定							
該当				<u>非該当</u>				該当				<u>非該当</u>							
判 定 要 素										判定 基準	判定								
6. 清算中の会社											該当		<u>非該当</u>						
										該当		<u>非該当</u>							
7. 特定の評価会社の判定結果																			
1. 比準要素数1の会社				② 株式保有特定会社															
3. 土地保有特定会社				4. 開業後3年未満の会社等															
5. 開業前又は休業中の会社				6. 清算中の会社															
[該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。]																			

被告別表 7

第 4 表 類似業種比準価額等の計算明細書

1. 1株当たりの資本金		直前期末の資本金額	直前期末の発行済株式数	1株当たりの資本金の額 (①÷②)	1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)					
の額等の計算		① 千円	② 株	③ 円	④ 株					
		30,000	600,000	50	600,000					
2. 比準要素等	1株50円当たりの年配当金額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額					
	事業年度	⑤ 年配当金額	⑥ 左のうち非経常的な配当金額	⑦ 差引経常的な年配当金額 (⑤-⑥)	年平均配当金額					
	直前期	千円 30,000	千円 0	千円 30,000	⑧ (⑦+⑨) ÷ 2 千円					
	直前々期	千円 30,000	千円 0	千円 30,000	30,000					
	直前々期の前期	千円 30,000	千円 0	千円 30,000	⑩ (⑧+⑨) ÷ 2 千円 30,000					
				⑧ ÷ ④ 円 50 銭 00	⑨ ÷ ④ 円 50 銭 00					
				1株(50円)当たりの年配当金額 (⑩) の金額						
				⑪ 50 円 0 銭						
業等の金額	1株50円当たりの年利益金額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額					
	事業年度	⑭ 法人税の課税所得金額	⑮ 左のうち非経常的な利益金額	⑯ 受取配当等の益金不算入額	⑰ 左の所得税額					
	直前期	千円 112,319	千円 49,969	千円 5,934	千円 2,631					
	直前々期	千円 51,655	千円 0	千円 6,307	千円 3,487					
	直前々期の前期	千円 125,266	千円 413	千円 7,459	千円 3,882					
				⑱ 損金算入した繰越欠損金の控除額	⑲ 差引利益金額 (⑭-⑮+⑯-⑰-⑱)					
				千円 0	千円 65,653					
				⑳ 又は (⑲+㉑) ÷ ㉒	㉓ 円 100					
				㉒ 又は (⑲+㉓) ÷ ㉔	㉕ 円 90					
				1株(50円)当たりの年利益金額 (㉖) の金額						
				㉗ 100 円						
の計算	1株50円当たりの純資産価額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額					
	事業年度	㉘ 資本金額	㉙ 資本積立金額	㉚ 利益積立金額	㉛ 純資産価額 (㉘+㉙+㉚)					
	直前期	千円 30,000	千円 5,061	千円 1,071,084	千円 1,106,145					
	直前々期	千円 30,000	千円 5,061	千円 1,023,815	千円 1,058,876					
					㉜ 又は (㉛+㉝) ÷ ㉞	㉟ 円 1,843				
				㉞ 又は (㉛+㉟) ÷ ㉟	㊱ 円 1,764					
				1株(50円)当たりの純資産価額 (㊲) の金額						
				㊳ 1,843 円						
3. 類似業種比準価額の計算	類似業種と業種目番号		不動産賃貸業 (No. 99)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額	
	類属する月	5月	① 955 円	比準割合の計算	評会 価社	⑧ 50 円 0 0 銭	⑨ 100 円	⑩ 1,843 円	⑪ ※ ⑫ × 又は × 0.7 ⑬ ※ (中会社は0.6) 小会社は0.5	
	課税時期の属する月の前月	4月	② 987 円		類似業種	B 6 9 0 銭	C 35 円	D 392 円		
	課税時期の属する月の前々月	3月	④ 1015 円		要素別比準割合	⑭ B 7・24	⑮ C 2・85	⑯ D 4・70		
	前年平均株価	⑦ 852 円	⑰ 852 円		比準割合	⑱ (⑭+⑮) × 3 + ⑯	⑲ 4・09	⑳ (⑰+⑱) ÷ 3		㉑ 2,090 円 8 0 銭
	①、②、④及び⑦のうち最も低いもの	② 852 円	⑰ 852 円		⑳ >0の場合 ㉑ =0の場合	5	4・09	3		2,090 円 8 0 銭
	類似業種と業種目番号		不動産業 (No. 98)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額	
	類属する月	5月	⑲ 812 円	比準割合の計算	評会 価社	⑧ 50 円 0 0 銭	⑨ 100 円	⑩ 1,843 円	⑪ ※ ⑫ × 又は × 0.7 ⑬ ※ (中会社は0.6) 小会社は0.5	
	課税時期の属する月の前月	4月	⑳ 802 円		類似業種	B 6 0 0 銭	C 49 円	D 314 円		
	課税時期の属する月の前々月	3月	㉑ 800 円		要素別比準割合	⑭ B 8・33	⑮ C 2・04	⑯ D 5・86		
	前年平均株価	㉒ 690 円	㉓ 690 円		比準割合	⑱ (⑭+⑮) × 3 + ⑯	⑲ 4・06	⑳ (⑰+⑱) ÷ 3		㉑ 1,680 円 8 0 銭
	⑲、㉑、㉒及び㉓のうち最も低いもの	㉒ 690 円	㉓ 690 円		⑳ >0の場合 ㉑ =0の場合	5	4・06	3		1,680 円 8 0 銭
	1株当たりの比準価額		比準価額 (⑲と㉑) のいずれか低い方		1,680 円 8 0 銭 ×		⑳の金額 50 円		㉒ 1,680 円	
	比準価額の修正		直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		比準価額 (㉓)		1株当たりの配当金額		修正比準価額	
					1,680 円 -		50 円 0 銭		㉔ 1,630 円	
		直前期末の翌日から課税時期までの間に新株式発行の効力が発生した場合		比準価額 (㉓) (㉕があるときは㉖)		新株式1株当たりの払込金額 1株当たりの新株式の割当数 1株当たりの新株式の割当数又は交付数		修正比準価額		
				(円 + 円 銭 × 株) ÷ (1株 + 株)				㉗ 円		

被告別表 7

第 5 表 1 株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）							
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	752,796	752,796		短期借入金	4,730,000	4,730,000	
有価証券	12,050,625	5,112,224		長期借入金	1,040,000	1,040,000	
未収入金等	29,762	29,762		受入保証金	101,400	101,400	
建物	115,121	149,315					
土地・山林	2,935,231	1,264,656					
課税時期前3年以内に取得した土地等	25,497	19,582					
機械及び装置	4,667	4,667					
電話加入権	15	146					
出資金(森林組合)	150	150					
合 計	① 15,913,864	② 7,333,298		合 計	③ 5,871,400	④ 5,871,400	
株式及び出資の価額の合計額	④ 12,050,625	⑤ 5,112,224		/			
土地等の価額の合計額	⑥ 2,935,231						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	⑦ 0	⑧ 0					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤ 10,042,464	千円		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-③)	⑨ 6,438,627	千円	
帳簿価額による純資産価額 (②+(⑧-⑤)-④)、マイナスの場合は0	⑥ 1,461,898	千円		課税時期現在の発行済株式数	⑩ 600,000	株	
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥、マイナスの場合は0)	⑦ 8,580,566	千円		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪ 10,731	円	
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)	⑧ 3,603,837	千円		同族株主等の議決権割合が50% 以下の場合 (⑪×80%)	⑫ -	円	

(注) 1 資産及び負債は、P4の課税時期の直前(平成17年4月30日)現在において同行が行った仮決算に基づいた。

2 資産の部の有価証券(相続税評価額)は次により算出した。

④ 4047円(被告別表1・第3表・29欄の金額) × 223万9100株(課税時期におけるP4の所有するP3株式の数)
 + ⑦ 7万4241円(P6の出資の1口当たりの価額、被告別表6・第6表・⑤欄の金額) × 2万3995株(課税時期におけるP4の所有するP6の出資金) + 12億0757万4582円(課税時期においてP4の所有する上場株式の価額)

3 資産の部の「課税時期前3年以内に取得した土地等」(相続税評価額)は、P4が平成17年2月9日に購入した千葉県柏市所在の土地の取得価額である。

被告別表7

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

1	純資産価額方式等による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の㉒、㉓又は㉔の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉕の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の㉖の記載がある場合のその金額)	
		①	円②	円③	円	
		1,630		10,731		
1	株当たりの価額の計算	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等		1株当たりの価額	
		比準要素数1の会社の株式	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①の金額 (円×0.25) + (②の金額(③の金額があるときは③の金額) 円×0.75) =		円④	
		株式保有特定会社の株式	(第8表の㉗の金額)		円⑤	
		土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))		円⑥	
		開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))		円⑦	
		開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)		円⑧	
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥)	1株当たりの配当金額 円-	修正後の株式の価額 円⑨		
	課税時期において新株引受権、株式の引受けによる権利又は新株無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧)	新株式1株当たりの払込金額 円×	1株当たりの新株式の割当数 株) ÷ (1株+		
2	配当還元方式による価額	1株当たりの資本金の額、発行済株式数等	直前期末の資本金額 千円⑪	直前期末の発行済株式数 株⑫	1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪÷50円) 株⑬	
		1株当たりの資本金の額 (⑪÷⑫)	円⑭			
		直前期末配当金	事業年度⑮年配当金額 千円	⑯左のうち非経常的な配当金額 千円⑰	⑱差引経常的な年配当金額 (⑮-⑰) 千円⑲	年平均配当金額 千円⑳
		直前々期	千円	千円㉑	千円	
		1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑱) 千円 ÷	⑲の株式数 株 =	円	銭
配当還元価額	⑲の金額 円	⑱の金額 円	⑳	㉑	円	
3	株式に関する権利の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 (円 銭) - (円 銭)	源泉徴収されるべき所得税相当額 円 銭	⑳	円 銭
		新株引受権 (新株式1株当たりの価額)	⑳(配当還元方式の場合は㉑の金額) 円-	新株式1株当たりの払込金額 円	㉒	円
		株式の引受けによる権利 (新株式1株当たりの価額)	⑳(配当還元方式の場合は㉑)の金額(課税時期後にその株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉓	円
		新株無償交付期待権 (新株式1株当たりの価額)	⑳(配当還元方式の場合は㉑)の金額		㉔	円
4. 株式及び株式に関する権利の価額		(1.及び2.に共通)		株式の評価額 円	株式に関する権利の評価額 円 銭	

この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。

㉑の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。

被告別表 7

第 7 表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書

1	受取配当金收受		事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)		受取配当金收受割合 (⑦÷(②+⑧))			
	割合の計算		受取配当金額	20,133	19,297	⑦ 39,430		※小数点以下3位未満切り捨て			
			営業利益の金額	120,795	126,651	⑧ 247,446		⑨ 0.137			
S	⑥-⑬の金額		1株(50円)当たりの年配当金額(第4表の⑩)		受取配当金收受割合(⑨)		⑬の金額(⑩×⑨)		⑮-⑯の金額(⑮-⑯)		
			⑬ 円	銭	0.137		⑬ 円	銭	⑮ 円	銭	
			50	0			⑭ 円	銭	⑯ 円	銭	
			6	8			⑮ 円	銭	⑯ 円	銭	
の	⑭-⑰の金額		1株(50円)当たりの年利益金額(第4表の⑪)		受取配当金收受割合(⑨)		⑰の金額(⑪×⑨)		⑲-⑳の金額(⑲-⑳)		
			⑰ 円				⑰ 円		⑲ 円		
			100				13		87		
金	(イ)の金額	1株(50円)当たりの純資産価額(第4表の⑫)		直前期末の株式及び出資の帳簿価額の合計額		直前期末の総資産価額(帳簿価額)		(イ)の金額(⑫×(⑩÷⑪))			
		⑫ 円	⑩ 千円	⑪ 千円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円			
			1,843	3,296,117	5,462,914	1,111					
	(ロ)の金額	利益積立金額(第4表の⑬の「直前期」欄の金額)		1株当たりの資本金額を50円とした場合の発行済株式数(第4表の⑭の株式数)		受取配当金收受割合(⑨)		(ロ)の金額(⑬÷⑭)×⑨			
⑬ 千円		⑭ 株	0.137		244						
		1,071,084	600,000								
		⑯の金額(⑫+⑬)		⑰-⑱の金額(⑰-⑱)		(注) 1 ⑯の割合は、1を上限とします。 2 ⑰の金額は、⑱の金額(⑲の金額)を上限とします。					
		1,355 円		488 円							
(類)	株(50円)当たりの株価	類似業種と業種目番号		不動産賃貸業 (No. 99)		比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
		課税時期の属する月	5	⑮ 円	評価会社		⑮ 円	銭	⑯ 円	⑰ 円	⑲ ※ ⑳ ×又は×0.7 ㉑ ※ 中会社は0.6 小会社は0.5
		課税時期の属する月の前々月	4	⑮ 円	類似業種		B 円	銭	C 円	D 円	
		課税時期の属する月の前々月	3	⑮ 円	要素別比準割合		⑮/B	⑯/C	⑰/D		
		前年平均株価	⑮ 円	⑮/B	⑯/C		⑰/D				
	A (⑮、⑯、⑰及び⑱のうち最も低いもの)	⑮ 円	⑮/B	⑯/C	⑰/D						
	比準価額の修正計算	類似業種と業種目番号		不動産業 (No. 98)		比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
		課税時期の属する月	5	⑲ 円	評価会社		⑲ 円	銭	⑳ 円	㉑ 円	㉒ ※ ㉓ ×又は×0.7 ㉔ ※ 中会社は0.6 小会社は0.5
		課税時期の属する月の前々月	4	⑲ 円	類似業種		B 円	銭	C 円	D 円	
		課税時期の属する月の前々月	3	⑲ 円	要素別比準割合		⑲/B	⑳/C	㉑/D		
前年平均株価		⑲ 円	⑲/B	⑳/C	㉑/D						
A (⑲、⑳、㉑及び㉒のうち最も低いもの)	⑲ 円	⑲/B	⑳/C	㉑/D							
計	1株当たりの比準価額		比準価額(⑲)と⑳のいずれか低い方		1,163 円 30銭 ×		第4表の⑫の金額 50 円		⑲ 1,163 円		
算)	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		比準価額(⑲)		1株当たりの配当金額		修正比準価額		⑲ 円		
	直前期末の翌日から課税時期までの間に新株式発行の効力が発生した場合		比準価額(⑲) (⑳があるときは㉑)		新株式1株当たりの払込金額		1株当たりの新株式の割当数又は交付数		修正比準価額 ⑲ 円		
		(円+ 円 銭× 株) ÷ (1株+ 株)									

被告別表7

第8表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書

1 S ₁ の 金 額 (続)	相統税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)		課税時期現在の株式及び出資の価 額の合計額 (第5表の④の金額)		差 引 (①-②)		
	① 10,042,464 千円		② 12,050,625 千円		③ 0 千円		
	帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)		株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第5表の㉑+㉒-㉓の金額)(注)		差 引 (④-⑤)		
	④ 1,461,898 千円		⑤ 5,112,224 千円		⑥ 0 千円		
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相統税評価額) (③-⑧)		
	⑦ 0 千円		⑧ 0 千円		⑨ 0 千円		
	課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの 純資産価額(相統税評価額)(⑩÷⑪)		(注)第5表の㉑及び㉒の金額に株 式及び出資以外の資産に係る金 額が含まれている場合には、そ の金額を除いて計算します。		
	⑩ 600,000 株		⑪ 0 円				
	1株当たりのS ₁ の金額 の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第7表の⑯、⑰又は⑱の金額)		修正後の1株当たりの純資産価額 (相統税評価額) (⑪の金額)		/
	⑫ 1,113 円		⑬ 0 円				
1 株 当 た り の S ₁ の 金 額 の 計 算	区 分	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法				1株当たりのS ₁ の金額	
	比準要素数1 である会社の S ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑭の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円				⑭ 円	
	大会社の S ₁ の金額	⑭の金額と⑬の金額とのいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑭の金額)				⑮ 円	
	中会社の S ₁ の金額	⑭と⑬のいずれか 低い方の金額		Lの割合	⑬の金額	Lの割合	⑯ 円
	小会社の S ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑭の金額 (円×0.50) + (円×0.50) = 円				⑰ 円	
2 S ₂ の 金 額	課税時期現在の株式及 び出資の価額の合計額 (相統税評価額) (第5表の④の金額)		株式及び出資の帳簿価額の 合計額 (第5表の㉑+㉒-㉓の金額)(注)		株式及び出資に係る評価 差額に相当する金額 (⑯-⑱)		
	⑱ 12,050,625 千円		⑲ 5,112,224 千円		⑳ 6,938,401 千円		
	S ₂ の純資産価額相当額 (⑱-㉑)		課税時期現在の発行済 株式数		S ₂ の金額 (㉒÷㉓)		
㉑ 9,136,497 千円		㉓ 600,000 株		㉒ 15,227 円		(注)第5表の㉑及び㉒の金 額に株式及び出資以外の資 産に係る金額が含まれて いる場合には、その金額を除 いて計算します。	
3. 株式保有特定会社 の株式の価額		1株当たりの純資産価額(第5表の ⑩の金額(第5表の⑫の金額がある ときはその金額))		S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 (⑬、⑮、⑰又は⑱) + ④		株式保有特定会社の株式の価額 (⑫と⑯とのいずれか低い方の金額)	
㉕ 10,731 円		㉖ 15,227 円		㉗ 10,731 円			